

厚岸町議会 第4回定例会

平成23年12月7日
午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） ただいまから平成23年厚岸町議会第4回定例会を開会いたします。
- 議長（音喜多議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、大野議員、3番、石澤議員を指名いたします。
- 議長（音喜多議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
9番、南谷委員長。
- 南谷委員長 去る12月5日、議会運営委員会を開催し、第4回定例会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容について報告いたします。
議会による報告は、議長より、諸般報告と例月出納検査報告及び定期監査報告があります。
また、町長から、行政報告があります。
議会提出の案件であります。会期の決定を行い、総務産業常任委員会に付託されておりました陳情第1号、請願第1号及び条例審査特別委員会に付託されておりました議案第59号については、それぞれ上程され、委員長報告がなされ、採決となります。
また、陳情第2号 看護師・介護職員等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護、地域医療の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書については、厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査といたします。
発議案として、厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例が上程されます。
これら議会から提出する陳情、請願、発議案は、いずれも本会議で審査することいたします。
総務産業常任委員会先進地行政視察報告書及び各委員会閉会中の所管事務継続調査申出書についても、本会議で行います。
町長提案の議案については、議案第62号から議案第70号までの平成23年度各会計補正予算9件は、議長を除く12人で構成する補正予算審査特別委員会を設置し、それに付託し、会期中に審査することとします。
議案第71号から議案第75号までは、本会議においての審査とし、議案第71号、72号は

一括上程、質疑、採決はおのこの1本ずつといたします。

議案第76号は、議長を除く12人で構成する条例審査特別委員会を設置し、それに付託し、会期中に審査することといたします。

本定例会に通告のあった一般質問者は、6人です。

会期についてであります。本日、12月7日から9日までの3日間とすることに決定いたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（音喜多議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましてとおり、本日から9日までの3日間にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（音喜多議員） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承を願います。

次に、平成23年9月7日開催の第3回定例会終了時から本日までの会議の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、釧路東部消防組合議会報告書が提出されております。関係資料は別途議員控室に備えておりますので、ご了承をいただき、閲覧の上、ご参考に供していただきたいと思っております。

また、教育長から、教育委員会の事務の管理及び執行状況に係わる点検、評価報告書が11月1日付で提出されております。

この点検、評価報告書は既に各議員の皆さんに配付されておりますので、ご参考に供していただきたいと思っております。

議員の皆様に申し上げます。

議会通知の関係資料は、別途議員控室に備えておりますので、ご了承いただき、後ほど閲覧をし、参考に供していただきたいと思っております。

以上、諸般報告といたします。

●議長（音喜多議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員から、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第6、定期監査報告を行います。

今般、監査委員から、別紙のとおり定期監査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、定期監査報告を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第7、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

平成23年厚岸町議会第4回定例会の冒頭に当たり、消防の広域化についてご報告を申し上げます。

消防の広域化、具体的には、釧路圏にある釧路市消防本部、釧路東部消防組合、釧路北部消防事務組合の3消防本部を統合することについては、平成18年6月に消防組織法が改正されて以来、北海道の消防広域化推進計画を経て、釧路総合振興局を中心に構成市町村で組織する釧路圏消防広域化連絡調整会議において、広域化の利点と欠点を洗い出した上、詳細にわたる検討、協議を重ねてまいりましたが、最終的に、去る11月30日の釧路管内副市町村長会議において、関係者の全会一致をもって、今回の広域化は見送りとする結論に至ったところであります。

その理由については、国が示す統合の利点が、本州の地域では多く当てはまるものの、北海道の中でも、このように広大な管轄面積を有する当地域では、適合する利点が少なく、むしろ町村にかかわる財政負担がこれまでよりも増すこと、消防署と消防団の連携関係が希薄化することが懸念されること、何よりも統合後の組織運営について、構成町村の意思反映が困難となることが明らかであること、自治体消防の理念と相反する方向に進むことも想定されることなど、国が示していない欠点のほうが、ねはるかに大きいとの判断によるものであります。

また、これらの欠点に加えて、平成24年度までという期限内には到底間に合わないとの判断もあり、見送りとする結論をもって、管内の意見が一致したものであります。

消防は、町民生活に直接かかわる、地域にとっても重要な行政機能を有するものであり、行政サービスを低下させることがないよう、今後ともその体制を強化充実いたすべく、行政の首長として取り組んでまいりますので、議員各位の深いご理解を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

●議長（音喜多議員） これより、行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義をただす程度にとどめていただきます。

ございませんか。

(な し)

●議長（音喜多議員） なければ、以上で行政報告を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第8、陳情第1号 緊急避難通路と登山道の設置に関する陳情書を議題といたします。

本件につきましては、平成23年6月15日開会の第2回定例会において、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査を求めていたところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

5番、中川委員長。

●中川委員長 審査報告を申し上げます。

平成23年の6月15日開会の第2回定例会におきまして、付託された本件につきまして、同年の7月の12日、21日、8月2日、10日、31日、11月10日、30日の計7回、当委員会を開催し、現地調査を実施の上、理事者から詳細な説明を受け、かつ各委員の質疑を行い、慎重に審査した結果、採択すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（音喜多議員） 5番、中川委員長。

●中川委員長 訂正をお願いしたいのですけれども。

●議長（音喜多議員） 訂正の発言ですか。

●中川委員長 今、私が6月の15日開会のと仰いましたけれども、今、議運の委員長からの指導で16日の誤りでございましたので訂正方、15日を16日に訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） これについて依存ありませんか。

(な し)

●議長（音喜多議員） 訂正を認めます。

お諮りいたします。

委員長の報告は採択であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告とおりに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は採択されました。

- 議長（音喜多議員） 日程第9、陳情第2号 看護師・介護職員等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護、地域医療の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

(職員朗読 省略)

- 議長（音喜多議員） お諮りします。

本陳情の審査の方法につきましては、議会運営委員会報告にありましたとおり、厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は、厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第10、請願第1号 漁業用軽油にかかる軽油取引税の免税措置に関する国への意見書の提出を求める請願を議題といたします。

本件につきましては、平成23年11月24日開会の第4回臨時会において、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査を求めていたところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

5番、中川委員長。

- 中川委員長 審査報告を申し上げます。

23年の11月24日、第4回臨時会におきまして付託されました本件につきましては、同年の11月30日、本委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきものと決しましたので、ここに報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（音喜多議員） お諮りいたします。

委員長の報告は採択であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、採択されました。

- 議長（音喜多議員） 休憩します。

午前10時21分休憩

午前10時24分再開

- 議長（音喜多議員） 再開します。

陳情第2号の訂正を求められております。

陳情第2号の陳情者であります、3段目というか、道東勤医協友の会厚岸支部支部長、永井義雄様になっておりますが、よしおのよしは、にんべんの儀でございますので、訂正方お願いいたします。

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 日程第11、発議案第3号 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者であります佐藤議員に提案理由の説明を求めます。

1番、佐藤議員。

- 佐藤議員 ただいま上程をいただきました発議案第3号 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明を申し上げます。

議会議員の報酬月額、議員各位においてご承知のとおり、国家公務員の指定職給与表の俸給表の3号法を基準とし、参考としながら一定の率を乗じて決定をいたしております。

この俸給表の額が本年度の人事院勧告において改定となったことから、議会議員の報酬月額についても、それを参考とし、減額改定を行うものでございます。

改定内容は、お手元に配付の発議案第3号説明資料でご説明申し上げます。

議員それぞれの報酬月額は、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員、いずれも1,000円を減額し、議長は29万2,000円に、副議長は23万4,000円に、各常任委員

長及び議会運営委員長は20万9,000円に、各議員は18万3,000円に改正しようとするものでございます。

また、23年度において、議長、副議長の報酬額がそれぞれ5%削減しておりますが、24年度においても引き続き5%削減を行う内容といたしております。

なお、附則において、平成24年4月1日から行おうとするものでございます。

以上、簡単なお説明でございますが、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

以上でございます。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第12、議案第59号 厚岸町水道事業給水条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、平成23年9月7日開会の第3回定例会において、議長を除く12人の委員をもって構成する条例審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査を求めているところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

1番、佐藤委員長。

- 佐藤委員長 平成23年9月7日開会の第3回定例会において、付託されました本件について、同年9月28日、10月17日、11月2日、9日、24日、29日の計6回にわたり、本委員会を開催し、理事者から詳細な説明を受け、各委員の質疑を行い、慎重に審査した結果、可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

なお、当委員会は次の点について付帯決議したものでございます。

1、料金改定に当たり後年次で大幅な値上げを招くことのないよう、さらなる経営の改善に努めるべきである。

2、少量使用者の料金については、率において大幅な値上げを招く結果になっているが、特に低所得者に対し料金の減免等十分な配慮を心がけるべきである。

3、今回の改定では、料金体系は口径別に業種別を加味し産業支援に配慮している。

しかし、産業支援等の政策的配慮は町全体の課題であり、一般会計における問題とも考えられます。今後の課題として十分検討すべきである。

4、現在は、一般会計から支出されている水源涵養林取得の費用が、水道会計から約1億2,000万円捻出されていたこと及び現役場庁舎が新築された際、庁舎利用権として9,700万円水道会計より支出されていたこと、この2点につき町民に対しその事実をきちんと説明すべきである。

以上が特別委員会の審査結果といたします。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 議案第59号 厚岸町水道事業給水条例等の一部を改正する等の条例の制定について、お諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時44分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告の申し出がなされております。

これを日程に追加し、追加日程として直ちに行いと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営報告を日程に追加し、追加日程として直ちに行うことに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 追加日程、議会運営委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

9番、南谷委員長。

- 南谷委員長 本日、10時39分から第13回議会運営委員会を開催し、厚岸町水道事業給水条例等の一部を改正する等の条例案についての付帯決議の取り扱いについて協議をいたしましたので、その内容について報告をいたします。

厚岸町水道事業給水条例等の一部を改正する等の条例の審議に当たり、条例審査委員会で付帯決議を行ったところではありますが、議会の意思として、本会議において付帯決議を行うこととし、本日、日程に追加し本会議で審議することとしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（音喜多議員） お諮りいたします。

付帯決議案第1号 厚岸町水道事業給水条例等の一部を改正する等の条例案に対する付帯決議案を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、付帯決議案第1号厚岸町水道事業給水条例等の一部を改正する等の条例案に対する付帯決議を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 追加日程、付帯決議案第1号 厚岸町水道事業給水条例等の一部を改正する等の条例案に対する付帯決議を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者であります佐藤議員に提案理由の説明を求めます。

1番、佐藤議員。

- 佐藤議員 付帯決議案第1号 厚岸町水道事業給水条例等の一部を改正する等の条例案に対する付帯決議について、提案理由をいたします。

議員各位におかれましてはご承知のように、本条例の改正に当たっては慎重審議を行った上で、原案を可決したところではありますが、決議案に盛り込んでおりますように、今後の本条例の施行に当たって、決議案に示しているとおおり、十分に町民への配慮及び説明をしていただきたいということであり、決議をするものでございます。

議員各位のご賛同を何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、提案の理由とさせていただきます。

- 議長（音喜多議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長（音喜多議員） 本会議を休憩します。再開は13時といたします。

午前11時49分休憩

午後1時00分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開します。

●議長（音喜多議員） 日程第13、これより一般質問を行います。

質問は、厚岸町議会会議運用規則第61の規定により通告順によって行います。

初めに、2番、大野議員の一般質問を行います。

2番、大野議員。

●大野議員 厚岸町議会第4回定例会において、さきに通告しております次の2点について質問したいと思います。

一つ目は、農業振興施策についてであります。

1として、町内の農家戸数の現状と将来の見通しをどう考えているか。2として、新規就農推進のための体制づくりをどう考えており、課題としてどんなことがあるのか。また、その課題を支援していく対策を構築すべきと思うが、いかがか。3番目として、地域担い手育成センターが立ち上げられているが、機能を果たしているのか、

二つ目であります。

AED、自動体外式除細動器の設置についてであります。町内の公共施設にはほとんど設置されておりますが、避難場所に建物のあるところには設置されているのかどうか、ないとすれば、設置する計画はあるのか。

以上の2点について、第1回目の質問を終わりたいと思います。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、大野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の農業振興施策についてのうち、初めに町内の農家戸数の現状と将来の見通しをどう考えているかについてであります。現在、町内の農家戸数は生乳出荷農家が105戸、育成肉業農家が9戸の合わせて114戸であります。

将来の見通しについては、釧路太田農協で策定中の地域農業振興計画と、浜中町農協の営農計画の将来推計では、10年後における農家戸数は生乳出荷農家が96戸、育成肉業農家が9戸の合計105戸となっており、離農跡地の新規就農を含めても9戸減少することが想定されております。

次に、新規就農推進のための体制づくりをどう考えており、課題としてどんなことがあるか。また、その課題を支援していく対策を構築すべきと思うが、いかがについてありますが、後継者不在の農家や経営者の高齢化が顕在化する中で、家族での経営継承を基本としながら、将来的に新規就農者を受け入れするためには現在、厚岸町農業振興推進連絡協議会での支援調整を行っていますが、一体的な支援体制としては不十分なことから、町、農協、農業改良普及センターや関係機関などが連携し、改めて地域が一体となった就農準備から就農後までの一貫した就農支援体制を新たに構築し、新規就農者の育成、確保を図っていく必要があります。

この課題として、地域の受け入れ態勢の確立、就農準備研修者の身分保障や生活資金の確保、営農技術修得の研修体制の確立、就農準備資金の確保や農地の取得などが考えられますが、人員体制や財源など一つ一つの課題が大きく、また、体制づくりには時間を要するものと考えております。

現在、釧路太田農協では、地域農業振興計画を策定しているところであり、その中で検討されている新規就受け入れ対策の方向性を受けて、町、農協、農業改良普及センターや関係機関などによる具体的な協議を行い、それぞれの役割分担とともに、新規就農の支援体制を新たに構築してまいりたいと考えております。

次に、地域担い手育成センターが立ち上げられているが、機能を果たしているのかについてであります。まず、北海道農業担い手育成センターについて説明させていただきますが、平成7年9月に、21世紀の北海道農業を担う若者を育成し、確保をするための総合窓口として北海道、市町村、農業団体などによって設立され、当初から厚岸町も会員となっております。

北海道農業担い手育成センターでは、北海道で新たに農業を始めたいと考えている方のさまざまな相談に専任の相談員が対応するほか、農村での研修や体験実習の紹介、研修などに必要な資金の貸し付けなど、北海道で就農を志す方への総合的な支援を行っております。

北海道農業担い手育成センターの柱となる業務は新規就農者の相談や、農業後継者の支援活動であります。業務の確実性を図るため会員となっている道内市町村に置かれた地域担い手育成センターが、各市町村における就農、体験実習受け入れなどの窓口となる体制となっております。厚岸町においては、地域の農地制度の業務を担当する農業委員会が、地域担い手育成センターの窓口となっております。

地域担い手育成センターの役割についてであります。町農協、農業改良普及センターや関係機関などと連携を図りながら、具体的な研修や就農のための情報提供、相談やあっせんを行うほか、経営開始時に助言、補助事業や農業制度資金の活用を指導するなどの機能を果たしています。

厚岸町においては、これまで農業体験実習受け入れや農業後継者の就農支援資金などの業務実績はありますが、離農が生じてもその跡地を地域の農家が吸収し、規模を拡大

してきたという地域の事情から、新規就農対策については、積極的に受け入れている市町村に比べると、条件整備の検討が進んでこなかったと考えております。

厚岸町における酪農業の継続と農業地域の存続を図るには、新規就農対策は重要な取り組みでありますので、地域担い手育成センターの機能を、さらに充実するよう努めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目のAEDの設置について。

初めに、町内の公共施設には設置されているが、避難場所に建物があるところには設置されているかについてであります。津波時の緊急避難場所に指定している施設のうち、AEDが設置されている公共施設は、太田小学校、太田中学校、コンキリエ、厚岸中学校、ネイパル厚岸の5カ所で、AEDが設置されていない公共施設は、山の手地区集会所、太田地区公民館、苫多分館、森林センター、松葉地区集会所の5カ所、AEDが設置されていない民間施設は、宝龍寺、東岸寺、高野寺の3カ所です。

なお、ここでは、ご質問者が言われる建物がある避難場所としては、テントなどを収納する倉庫のみを設置している真竜中学校裏山など、6カ所の避難場所は対象外としておりますので、ご了承を願います。

次に、ないとすれば、設置する計画はあるのかについてであります。現在、これら避難場所に指定している施設で、AEDを設置していない施設への新たな設置の計画はありません。その理由については、町ではふだんから不特定多数の利用度の高い施設、または、心停止発生の危険性が高い施設を抽出して、救急車が到着するまでの所要時間を勘案し、平成19年度から平成21年度までの3カ年計画により、順次整備を進めてきた経緯がありますが、これら現状未設値の5施設が、この当初の設置計画に含まれていなかったことによるものであります。

しかしながら、隣にAEDの設置施設のネイパル厚岸があつて、冬期間閉鎖される森林センターを除く4施設については、救急車到着までの所要時間や、このたびの大津波警報発令時における避難者数による避難場所としての高い利用度を考えますと、AEDの設置が必要なる公共施設であると考えますので、これら施設へのAED設置について、検討してまいりたいと考えております。

また、AEDが設置されていない3カ所の民間施設についても、相手方との協議の機会を持った上、設置の必要などを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

なお、道外の他の市町村のホームページを見ますと、避難施設とともにAEDを設置している施設を防災マップに掲載している自治体が多くあります。町としても、このようなよい事例を参考とし、速やかに町のホームページにAEDの設置施設を掲載し、あわせてホームページ上のハザードマップにもAED設置の表示をしたいと考えております。

また、来年度、町民の皆さんへ配布する予定の新たなハザードマップにもAED設置施設の掲載、表示をしたいと考えております。

以上でございます。

- 大野議員 ただいま町長のほうから、私の質問に答弁をいただいたんですが、1点目の農家戸数の現状と将来の見通しということでお聞きしたんですけれども、これによると現在、生乳生産農家が105戸で、育成肉牛の畜産農家が9戸、114戸ありますよという答えで、農協の農業振興計画の中では10年後には96戸とそれぐらい、あと残り畜産関係が9戸になると。

今までここ10年前からの推移を見てみても、やはり変化1%ないし2%の離農者というか、営農を休止する農家があるということで、後継者のいない農家とか、それから事故、けが等で営農を休止する農家等が、これからもやっぱり1戸ないし2戸は年間出ていくのかなと予想せざるを得ないのですけれども、今、話題になっているTPPとかの問題で、今後どうなるかわかりませんが、現状の段階ではそういう推移をたどるのかなと思って、町ではそれを農業地区においてはやっぱり農家のまず戸数が減少するということは地域の衰退に即つながっていくので、そこで、それを食いとめるには、やはり新規就農を入れる手だてがないとその地域を守っていくことができない、もしくは共同経営などをして規模を大きくする、こういうような方法しかないのではないかと。

それで、まず他町村でも見られているように、新規就農の体制づくり、支援体制をどう考えているか調べたところ、厚岸町でも新規就農振興条例というのがあって、ぱっと見ますと、農業開発公社で行っていた農場リース事業に乗った者しか支援しないというのが、よくよく見ていくとなっていて、個人的にこうやりたいという人が出て、それを条例に沿って支援していただくということがなかなかできないというのが今の現状かなと思ひまして、今後そういう産業振興の上で、やっぱり重要な施策になるのではないかなと思って、きょう質問しているわけなんですけれども、いろいろ先ほどの答弁でも、これからは重要な課題といいますか、新規就農するといっても多額の投資が必要で、その人たちのするといっても、即生活保障もなければ、いろいろな条件があるのですけれども、後方支援を町、農協、各関係機関一丸となって支援していかなければ、せっかく就農するという方がいても継続できないのかなと、その点について、町としてどんな考えを持っているかなということで答弁されたのですけれども、再度お尋ねをしたいなと思ひます。

- 議長（音喜多議員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（阿部課長） 新規就農の関係で、各町村がそれぞれ制度条例等に基づきまして、いろいろな対策はやっているということで、厚岸町におきましても、そういう条例を持っておりますけれども、議員おっしゃるように、その新規就農をした段階での対策ということで、今の条例というのは議員おっしゃるように、そういう制度を活用した条例ということになっております。

近郊で浜中町ですとか、別海町ですとかというのは、専用の研修牧場をもちまして、その牧場で研修をして、その後、新たに就農する場所、新規就農をしていくというような、その体制を整えているというようなことは承知しておりますし、そういうところで浜中町ですとか、別海町というのは、そういう新規就農が進んでいるものだというふう

には考えております。

ただ、厚岸町の場合は、特に太田地区につきましては、離農をされた方の土地を周辺の方々が吸収をしていって、その規模を拡大してきたというような状況もありまして、そういう形で進んできたということが、そういう制度としていろいろ取り組みを進めていく上では、なかなか進んでこなかったのかなというふうには考えております。

それで、今現在、太田農協で先ほどの答弁にもありましたけれども、平成24年から5年間を目標にした振興計画というものの策定作業を進めております。私どもも会議の中には参加させていただいておりますけれども、この計画の中で担い手対策についてはかなり重要な政策として、いろいろな検討を加えております。まだ成案ができ上がっておりませんが、そういった中でも太田農協のほうで、いろいろそういった対策というものも考えておりますし、私どももそういう会議の中に入っている中で、その重要性というのには理解しております。ですんで、そういったものをある程度成案ができましたら、また、普及センターですとか、それからいろいろな機関ありますので、そういった機関も含めて、そういった協議をして、その対策というものを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 考え方としては、一応わかったつもりではおりますけれども、国のほうでは来年度から新規就農総合支援事業と言いまして、これ仮称なのかちょっとわかりませんが、多分来年の新年度から158億2,100万円の予算で新規就農をするために、その人が新規就農を始めるとする、その2年間の研修期間に150万円を1年間、1人に対して支給する。さらに、就農直後5年間の所得を確保するための給付金も、これまた150万円、5年間交付するという事業が始まるんですけれども、到底1人では酪農経営できませんし、畜産も同じなのですけれども、やっぱり夫婦2人で300万円、だけどやっぱり離農跡地を購入する、先ほども答弁ありましたように、まず家畜の導入資金、施設の導入資金、土地の取得資金とか、いろいろかかるんで、やっぱり生活が大変厳しいので、その生活を支援するための基金といいますか、交付金なのかなと思うんですけれども、それでは足りないので、やっぱり町と農協とか各種団体が少し支援し合って、その人を助けて一人前にしたら、やっぱり経済効果はかなり出てきますんで、そういう支援策を考えるべきではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） その新規就農の方が就農して、経営を順調にいくような形になるまでといいますと、かなり長いスパンで支援が必要だというふうに考えます。土地を購入して施設を買ってというようなところも、もちろん大事なんですけれども、その前にそういう経営していける、それから乳牛を買って、搾乳して経営をするという技術的なものというのは、かなり何年もかけてそういった技術は取得していった上で、実

際はその経営に入っていかななくちゃいけないと。

新規就農をするに当たりまして、研修済みの方が離農された跡地に、ぽんと入れるというような状況もあると思いますし、それから、今現在営農をされていて、その方が高齢で、その高齢の方のその農家に研修するような形で入って、その経営を継承していただくか、あるいはそこで研修をされて、またそこで共同経営するという場合もあると思います。継承していくという場合と、それから共同経営をするというようなこともあります。いろいろなケースが出てくるのだと思います。

そのケースに対して、その画一的なその対策では対応できないということは、もちろん思いますし、そういったことをきちっと農業委員会も含めてですけれども、それから農協、農業改良普及センター、それからヘルパーさんの組合ですとか、そういったところもまとまって支援をしていくような形、その中で役割分担というのを、ケースごとにいろいろ出てくるんだと思います。そういったことをきちっと協議して、やっていける対応というものが必要だというふうに思っております、今後その農協さんのほうの形が整理になりましたら、そういったことを含めて協議していきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 今、課長答弁してくれたのは、課長多分知っているとは思いますが、シェアミルキング制度というような制度のことを、ちらっと言ったふうに僕は聞き取ったんですけども、やっぱりそういう仕組みといいますか、制度をまず離農すると言ったらちょっと語弊ありますけれども、高齢になってきて、離農をせざるを得ない状況のちょっと数年前に、ちょっとお話をして、その牧場主の方に指導者になってねらって、ヘルパーさんなりとか、そういう育成をするとか、新しく町にはインターネットに掲載して、募集かけているかどうかちょっとわかりませんが、そういった方がもしかすれば、そういう何年か、2、3年研修を受けるとか技術的な面を学ぶとか、そういうような方向で徐々に少しずつでもいいから技術を習得して、その牧場主が離農するときには、そのまんま経営を受け継ぐというか、買い取っていくというか、それにも資金一括で払えないから、その研修期間中に生活部門をどっかが支援して、自分たちが働いているから、その売り上げの何%かを牧場主から支給されるとかというのを、ことしお金で払えないから、ことしは牛2頭をもらっていくとか、そういうような結構制度も外国ではあるんですよ。日本でもやっているところはあるかどうかは、ちょっと調べてないんで、わからないんですけども、そうやって何年間かしたらやっぱり牛は徐々に自分のものになっていくし、あとは土地の問題とかはスーパーL資金とか、そういう低利な融資もあるんで、そういうような方向で引き継いでいって、ある程度の軌道に乗れば、そこそこやっぱりやっていけるのかなと。そのためには、先ほども農協でも振興計画の中で何とか支援策を考えると書いてますから、それと農協だけでなく町も応能の負担をしながら、1戸の農家を育てていくと、特別扱いするみたいなあれなんですけれども、やっぱりこの町に住んでいただくという面からして、そういうふうな格好をとっていったらなって、僕も理想論にしかなんないかもしれないですけども、思うんですよ。

それである程度の1年間の予算の中には、少しでも組み込んでおくと、あとは補正対応していくとか、そういうような格好にしていだけないものかなと、そんなふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 予算の関係ということでございますけれども、まだ具体的にその支援する内容の中で、それぞれ役割があると思うんです。その役割をきちっとどういった役割がそれぞれの期間でできるのか、そういったものをきちっと話をしていけないといけないと思っております。農協さんのほうの、まず具体的にどういったものが必要なのか、そういったものを農協さんのほうともよく相談をしてそれぞれの役割というものを協議していきたいなど。その中で予算が出てくることだと思いますので、そういうことでご理解をいただきたいなというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 以上の点については、一応前向きに農協と連携しながらやっていきたいと、必要な予算があるなら計上していきたいというお話は、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

次に、この地域担い手育成センターの件なんですけれども、これ多分北海道農業開発公社が多分その担い手事業をやっていたんですけれども、これその農業リース事業によって、多分これつくりなさいよとって設置されたもののような気がするんですけれども、その新規就農とかあっせんするにも、受け入れるにしても、やっぱりここが一番重要な役目を果たすんじゃないかなって、その新規就農の募集をかけたか、今いる農業後継者の育成、後継者育成は経営主がやればいいのかもかもしれませんけれども、やっぱりいろいろな情報を提供しながら、後継者の育成等々に取り組んでいくというのが、僕はここは名前だけでなく、実際動いていないと、やっていますとは言うけれども、中身は何なんだからってなるんで、新規就農の話って今まで厚岸町は数戸しかないですけれども、そのときにもこの育成センターって十分の機能を果たしたんですか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですけれども。

●議長（音喜多議員） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（竜川局長） 北海道農業担い手センターのことで、私のほうから説明させていただきます。

農業担い手センターは、新規就農促進活動、それと就農支援資金の貸し付け、それから研修教育体制の整備、これを主な業務としておりまして、新規就農のみの方だけではなくて、農家の後継者の方の学業、大学校等の研修期間中の支援活動も行ってありますし、それから、地域の農業のPR、それから広報、こういう地区がありますよとか、セミナーの開催とか、東京、大阪、札幌を年間定期的にフェアを開催して、募集なり相談

に応じている状況にあります。

21年4月に財団法人北海道農業開発公社の中に、担い手支援部というのが創設されまして、そこで、この担い手センターが行われております。担い手センターの構成員に各市町村、道内では174戸あるわけですけれども、加盟しておりまして、道内に地区センターと呼ばれますセンターが設置されて、そこが各地域の新規就農に関する窓口となるように組織体制とはなっております。

地域センターは地域の受け入れ条件等の整備がまずあって、それにはこういう候補地がありますよとか、うちの地区ではこういう支援体制を組んでますというふうな中身を整理して、受付表と言うのですけれども、それを担い手センターのほうへ提出をして、相談者とのマッチングを担い手センターのほうでやります。そのマッチングがある程度めどがつかましたら、今度地区センターに照会が来て、具体的に研修先をどうする、研修期間、体験研修、そして就農にどうやって結びつけるかと、具体的な話し合いがそこで動くようになると思います。これまで町の就農支援制度で入植された方につきましては、直接この担い手センターの紹介ではなくて、浜中農協、もしくは指導農業主の方のところで研修を積まれた方が、各農協のほうへ相談に行かれて、こういう候補地があるよということで就農された経過であります。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 厚岸町は担い手育成センターの、今まで新規就農何件かおられますけれども、そういう人たちは、ここを通していないというか、浜中研修牧場の卒業生ではないですけれども、そういったところから出てる方なんで、一応技術の習得なんかはもうプロ並みだということで、わかったんですけれども、やっぱり名前だけではなくそういう方がいれば動くのかもしれないけれども、そこからやっぱり情報を発信して、その新規就農者を集めるといいますか、本当に真剣に取り組んでいかないと厚岸町の酪農家はどうなるのかなと、地域が本当に衰退していつてしまうのかなと思うんですよね。ましてTPPなんかに参加して関税撤廃で自由貿易になっちゃったら、本当に外国から安い農産物、乳製品等々が入ってきて、太刀打ちいなくなるのかなというふうに、非常に大変危惧している問題で推移を見守っていくといたら、柔いのですけれども、やっぱり断固反対してそうしないようになっていただきたいなと願うばかりなんですけれども、そういった面で農業委員会も産業振興課も、これ本当に一体となってこの機能を十二分というか、120%ぐらい発揮しなければいけない時期なんじゃないかなと思うんですよね。そういったことで、今まで答弁あったような機能をさらに充実して取り進めていって、何とか農業の後方支援を強化していつていただきたいなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきたいと思います。

酪農経営、厚岸の基幹産業であり、町政課題としても最も重要な課題としてその対策を講

じていかなければならない、今お話がございましたとおり、国際的影響が極めて大きい時代になっております。WTO、FTA、EPA、さらには新しい問題としてご指摘ありましたとおりのTPPの問題等々があるわけでありまして。そういう中で、先ほど第1回目の答弁をいたしましたけれども、農家戸数が減少していると、衰退しているというふうな状況の中で、いかに振興策を講じていかなければならないか、これはもう行政の大きな課題であります。

そこで、先ほど新しいシェアミルク制度というお話がありました。これは私もいい制度だなと思っております。農協におきましても、この新しい制度を何とか実現に向けて努力したいというお話も承っておるわけでございまして、そのシェアミルク制度の日本版をぜひ実現すべきことでなかろうかと、そのように考えております。

そこで、農協と連携を図りながら、この問題についても対応してまいりたいと、先ほど担当課長からもお話あったとおりでありますので、ご理解をいただければと思っておるわけでございまして、そういうことで、新規就農者を入れていかなければならない。また、シェアミルク制度のほかにもいろいろな問題もあります。そういう問題も連携を図りながら解決をしてまいりたいと思っておるわけでありまして、そういう中で、地域担い手育成センター、これも大事なセンターでもあります。そういういろいろな課題を考えながら、これからも新規就農者についての振興を図ってまいりたいと、そういうふうにご理解を賜りたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 ただいま町長から大変力強い答弁をいただいたので、農業の振興施策については、町長の意気込みを感じましたので、やめたいと思いません。どうかその点酌んで、ひとつよろしくお願ひしたいなと思ひます。

二つ目のこのAEDの設置についてでありますけれども、今のところ避難所には設置されていないということで、救急車の到達時間が意外に近いところなのかなとも思うんですけれども、ぜひ太田地区公民館とか、十何メートルの津波なんて来たら、多分どうしようもないですけれども、やはり避難所にはみんなやっぱり来るんで、急いで来ますよね。やっぱり倒れる方とか非常に確立高いような気がするんですよ、根拠は何もないですけれども、よくそういう何か状況が考えられるんで、本当は使わないことにこしたことはないんですけれども、やはり備えあれば憂いなしという言葉のとおり、ないよりあったほうがいい。そんなに価格的にもそれほどめっちゃめっちゃ高いものでもないだろうし、そういう避難施設、ふだんは余り使用されていないのかもしれませんが、設置しておいたほうがいいのではなかろうかと。最後のほうの答弁にもあるとおり、AEDの設置を検討していきたいと、それと3カ所の民間施設についても、その相手先と協議を行った上、必要性を考えていきたいと。前向きな考え方でいるんですけれども、そういう場合、公共施設はいいんですけれども、民間とかとなった場合、考え方としては全額町が負担する考えですよ。その辺どう思っているか、お聞きしたいんですけれども。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えいたします。

まず、最後の民間施設の部分だけでよろしいですか。民間施設3施設ということで、それぞれの宮園のお寺3カ所になりますけれども、全額町でもつものなのか、あとはその辺、相手方もありますので、1回目の町長の答弁でもあったと、今後協議をもった上、検討していきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 うまい逃げ方をしているなとか、僕的にはたとえ民間施設を避難場所として指定している以上、やっぱりお借りするんですから、町側が負担して設置をしていただけるものじゃないかなと、当然思っているんですけれども、いずれにしても、多分そうなるとは僕信じているんですけれども、多分これそんなに遠くない将来設置してくれるものと期待してるんですけれども、前向きに検討しているということなんで、ぼくは問題はないんですけれども、やはり1年でも早く設置してほしいというのが、多分町民もそう願っているだろうし、僕個人としてもそう思うわけですよ。それで本当に使わないでこしたことはないんですけれども、ことしも翔洋高校の生徒さんがこのAEDで助かったというお話を聞くと、なおさら何かすごく身近に感じるんですよ。それと設置するのもいいんですけれども、やはりその講習会、町民に対してもいいし、1人でも多くの方が心肺蘇生法、AEDの使用法を覚えておかないと、器械あっても町職員の方はベテランかもしれないけれども、一般の人はわからない方はわからないと思うんですよ。その辺の講習会なり研修会なり、その自治会等々の集まりの中で1時間でも、30分だったら何も説明できないかもしれないけれども、消防署の協力を得て、そういった器械をどんどん広めていっていただきたいと思うんですけれども、どうでしょう。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えいたします。

結果的に1回目の答弁では、公共施設は4カ所、それと民間施設は3カ所ということで、全部で7カ所設置する必要があります。そう考えますと、それほどの値段ではないかということだったのですが、当時設置計画をもって設置をした際には、大体45万円程度、1台いたします。今現在かなり金額も安くなって私の持っているカタログでは30万円程度で、機能等はまだそこまでの検証はしてませんけれども、30万円程度かかると、1台にして。ことを考えると、8台そろえるとなると240万円ということになりますから、財源等も含めて、できるだけ早いうちの設置を考えたいと思いますけれども、何せ予算でありますので、その辺は慎重に考えていきたいということで思っております。

あとその講習会については、これも特に地域に設置をするとなると、講習というのは当然必要になります。実際に津波があって、町の職員がその避難場所にすぐに行くことができないといった場合には、当然に地域の人たちをお願いをしなければならない、そういう事態が起きた場合にですね。ということを考えますと、地域の人たちにも救急救命講習を定期的に

行っていかなければならないということも考えておりますので、その辺は消防署と、これもその後どのような形で講習会をやって、地域の皆さんに周知をしていくのかということも含めて検討してまいりたいと考えてますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 内容はわかったんで、これでやめますけれども、やはり8台設置すると二百数十万円のお金がかかるということで、財政的に非常に厳しいので云々という答弁ありましたけれども、やっぱり1台でも2台でもいいから少しずつふえていって、パットの交換等々いろいろ経費かかりますけれども、やはり設置していってほしいなど、それと住民にはその心肺蘇生法とAEDの器械の使用法、これも浸透していただきたいなどと思って、この中身はわかりましたけれども、そういう方向でお願いをして、質問を終わりたいと思います。

●議長（音喜多議員） 答弁はいいですか。

●大野議員 いいです。

●議長（音喜多議員） 以上で、大野議員の一般質問を終わります。

次に、5番、中川議員の一般質問を行います。

5番、中川議員。

●中川議員 私は、第4回定例会に当たりまして、先日通告しておりました2点につきまして、町長、教育長に質問をさせていただきます。

一つ目といたしまして、町民広場、これは海事記念館前の利用についてであります。

町民や園児等の水遊び場所として、6月の中旬から9月中旬ころまで利用できないかということでございます。

それから、二つ目に、アッケシ草の植栽についてであります。

現在の植栽場所が適していると思われませんか。それから、アッケシ草の植栽には、塩分が必須の条件だと思いますが、今後、場所の移動とエリアを拡大の考えはないか、2点につきまして、町長、教育長のご答弁、よろしく申し上げます。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、中川議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町民広場の利用について。

町民や園児などの水遊び場所として、6月中旬から9月中旬ころまで利用できないかについてであります。町民広場の噴水施設については、設置当初からカモメなどの鳥や犬、猫などが施設の水を飲んだり、水遊びをしたり、ふんをするなどして、水を入れかえたとして

も、水をためた状態では感染症の恐れや衛生上の問題があったこと。また、カモメ、カラスなどの鳥の羽根が散乱し、著しく美観を損ねていたこと。さらには、地震の影響で水漏れが発生し、その改修費用も大きかったことから、平成8年に施設の使用を中止しております。

さらに、町立保育所では、子供たちには水になれるという視点で、保育所での水遊びで涼み、年長の子供には小学校入学前にプールになれるという視点で、水との触れ合いがありますが、ご質問者にある園児の水遊び場所としての利用については、前段で申しあげました衛生上の問題という観点から、子供たちの遊び場所として適切ではないと考えております。

以上のことから、町としては施設を改修する予定はございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

2点目のアッケシ草の植栽については、教育長から答弁があります。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、2点目のアッケシ草の植栽についてのご質問にお答えいたします。

初めに、現在地が植栽に適していると思われませんかについてであります。港町の造成地については、平成17年に遠隔地にあった力古潭にかわる市街地の町有地中心に造成可能である土地や、容易に塩水散布作業が可能な場所として関係課と協議し、現在地の港町に決定したところでございます。

アッケシ草の人工栽培につきましては、過去に力古潭の栽培を試みましたが、沢水の流入や海水の取水ができず、良好な結果を得ることができませんでした。

現在の港町の造成地については、浚渫土を利用し、海水をポンプアップして散布し、栽培している状況にあります。ご存じのように、アッケシ草については塩性植物であり、海水の散布が必要であり、自然繁殖と比較すると適切とは言えませんが、他に条件をクリアする適地がなく、今後も現在地において栽培を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、アッケシ草植栽には塩分が必須の条件だと思うが、今後場所の移動とエリアを拡張する考えはないかについてであります。アッケシ草については海水の取水が可能であることや、土壌等の条件が必要であり、現状の町有地の中では条件をクリアする適地がなく、このため、港町の栽培地が今のところ最も適していると考えており、他の場所への移動については考えておりません。

また、エリアの拡張については、まずもって現在の港町の栽培地の適正な維持管理に努めていき、エリアの拡張については考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 5番、中川議員。

●中川議員 今、この町民広場の利用について町長から答弁いただきまして、答弁を聞きながら、この答弁表を見ながら聞いていたわけですがけれども、8年ころまでは、そうですね、私もあそこに水を流してやっているのを見ましたんですけれども、実は、これ議

題にも書いてますけれども、園児等が遠足等で別海町や、あるいは釧路方面に夏の暖かい時期にバス遠足で出かけて、そして水遊びをさせてきたそうなんですけれども、園児のお母さん方から、どういうわけで私のところへ来たのかちょっとわかりませんが、厚岸の近くにそういう施設がないかなという話だったそうで、そしてお母さん方が探して、今のその私が質問した町民広場、あそこに施設がありますね、あれ当分何か休んでいるようですけれども、あれを中川さん、少し動かして水遊びにできないでしょうかねということで、私のところへ来まして、今質問に入らせていただいたわけなんですけれども、今、町長のこの答弁表を見ながら聞いてますと、8年ころまではやっていたけれども、カモメですか、カラスや、犬等々、そういうものがありまして、水遊びをやめてしまったと。これからもそういうことだから、衛生上悪いからやる気がないと、こういう答弁だったかなと思うんですけれども、あれですよ、確かにそうかもしれませんけれども、一時、O-157のとき、児童公園なんかの砂というのですか、あれが随分衛生的に悪いんでないかという議会でもいろいろ何か議論があったようですけれども、そうしたら、いえいえ、ちゃんと調査してますというような私理事者側からのそういう意見があって、今もやられているんでないかなと思ってますけれども、そのO-157いろいろとはやっていたころに、公園の砂まで何か議論があったんですけれども、それで今、そういうことできつとやられていると思うんですけれども、これらについてもそれと一緒にやられて、そしてその検査もしながら利用させていただきたいなど。これも私も海の仕事してますから、あれですけれども、足を子供たちが入れてやるとすれば、これ大体気温から何かからいきましても、6月の中旬から長くて10月ですか、そこらまでの時間的なものですので、私はぜひ、町長の1回目の答弁はそういうことで、やる気がないと、答弁ですけれども、そういう、地方まで行って水遊びをさせてる園児ですので、これももう少し考えていただいて、やっていただくことができないかなというふうな感じで、質問に立たせていただいたんですけれども。確かにここは、もう市場のすぐ横でして、魚でもサンマでも何でも、いろいろ揚がりますよ。そこの屋上から見ても屋根やなんかかなりごみなんかたまってますよね。そうしたら、飛んだり何だりして、ふんも下のほうに落ちてきたり、非常に衛生的なものは悪いのはわかりますけれども、そこをもう少し、優秀な理事者さん方ばかりですので、頭のいいところを利用して、町民の負託にこたえてもらえないかなというのが、今の私の意見なんです。お答えによりまして、また質問させていただきますが、よろしくお願いします。

それから、二つ目の教育長から答弁いただきました、アッケシ草の植栽について、これも1回目の答弁書に書いてますけれども、17年ころにチカラコタンの湿原といいますか、あそこに我々漁業協同組合と観光協会がやってます、アサリ潮干狩りの向こう側に結構長くあったんですけれども、一生懸命やられていて、ただ教育委員会も一生懸命やられて、これからの厚岸の観光の目玉にしてもらえるように、今までそれこそ国泰寺の前で範囲は狭かったんですが、いろいろ勉強というかやってもらいました。そして、今の現在地に行かれたんですけれども、ちょうど私が質問するから新聞に出たわけではないでしょうけれども、きのうですか、今問題の能取のアッケシ草のやつに写真出ましたですね。あれも私がもう結構前ですけれども、あそこいろいろな仕事やなんかで通るときに、物すごく一面に秋にこのアッケシ草が色が赤くですね咲いていた記憶があるん

ですけれども、何か新聞にも昨日ばかりでなくて、何回かこれらの問題に観光協会が何か砂を入れたとやら、海水が入りにくくなったからかえたとやら、昨日も出てまして、私、切り抜きで持ってきましたけれども、そういうことで、これ大変だと思うんですね、この栽培というのは、教育長からも答弁していただきましたけれども。

それでまた、あそこすぐ海側が港町の斜路になってます、漁師の。それでいろいろな町民も漁民も言われて、あれならもうどうもならないんでないか、海水の欲しいアッケシ草が、まるで山の中のどこかの太田の山の上でアッケシ草を植栽しているようなものでないか、あれでいいのかっていうのが、この今日7日に議会が始まりまして、2日までの通告の期間でしたので、そうだなということで、この質問に加えてもらったんですけどね。そして、また先ほど教育長も言われたように、ポンプで海水をかけているというの、その辺の町民も見ているんだそうですよ。だから、一生懸命やっているんだけど、さっぱり効果がないのではないかと。それで、これから来る観光客も、アッケシ草がそこに栽培しているというので、やはり見に行く人もいるんだそうですね。そうすると、言って悪いですが、何だ、こんなものかと、帰るんだそうですね。だからせっかく教育委員会でいろいろ研究されて、頑張ってくれているのはわかるんですけども、もう少し、私が言うように、港町で植栽に適しているんですか、今後どうしたらいいんですかというのが、私のこれ質問なんですよね。質問内容はわかっていると思うんですけども。それで、もしあそこでずっとこれからやるとするならば、能取の例をとるわけではないですけども、もう少しある程度海水が出入りできるような、そんなにあそこ山の中でないですから、太田の山と違いましてすぐ海ですので、何とか方法あればできるかなと思ったりも、これは私の素人ですけども、あそこは地区的には海からそんなに遠くないですし、ただ、あそこにブロックか何か入ってますから、これからどうするのか。そしてまた、職員の皆さんは一生懸命に、どれぐらいで水の散布に行っているかわかりませんが、町民は見ているんですよ。職員が一生懸命散布して頑張っているんだけど、さっぱり効果がないんでないかと、どこかい場所あったら探して、そこにやったらいいんでないかというのが、その町民の声でして、これ1日の日にアッケシ草のこの問題を加えさせて通告させてもらっているんですけども、そういうことで、今、場所を考えるあれもありません、拡張する考えもありません。そうしたら、今までのあれと同じで、これでいいのかなと、そう教育長思うんでないですか。いやいや、だけれども、ちょっとブロックをやっているけれども、場所でブロックをもう少し外して、そして海水が入るようにするとかという、私答弁もらえるのかなと思っていました、ちょっと生意気な話ですけども。そうしたら、全然そういうことでなくて、また水をかけて、そのままやりますと言うから、それなら何にも苦勞されている効果が出てこないんでないかなという気がするんですけども、再度ご答弁をお願いします。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 町民広場のことにつきまして、私のほうからお答えをいたします。

1回目の町長の答弁でもありましたとおり、衛生上の問題ですとか、あとは鳥の羽根が散

乱して美観を損なうと。これは当時、設置当初から、その施設で和んでおられた方もおりました。しかし、その一方では、衛生上の問題があるのではないかと、あとは著しく美観を損ねてしまっているのではないかと。管理上、毎日あそこを点検するというわけにもいきませんから、一方ではそういうような町民の意見も確かにございました。結果的に、その地震の影響によって水漏れが発生して、調査をいろいろしましたけれども、結果的に原因がわからなかった。もし、その原因解明と施設を復旧させるためには、かなりな費用がかかるということもあったものですから、現状、平成8年からずっと中止をしているということでございまして。これを改めてまた施設を復旧するために調査費用、あとはもう既に設置当初から23年施設が経過しております。となりますと、ほかの場所、そのタイルだけではなくて、ほかにもまだ改修しなければならない部分が出てくるといことになりまして、今現状、厚岸町の財政事情から、この改修費用を捻出するとなるとかなり厳しいということでございまして、今の施設、新たな裁量というのは考えられないということで、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（高根課長） 港町の栽培地の関係ですけれども、港町の栽培地につきましては、現在1,200平米ございます。それで4区画ございまして、1区画300平米、そういった部分で平成17年と18年に2カ年で建設課で直営で建設しております。この栽培状況でございすけれども、平成17年と18年につきましては、一時良好な結果が出ておりました。平成20年ころから雑草が目立ちはじめまして、この雑草作業をいわゆる駆除の部分で、なかなか海水の散布ができなく、そういった中で若干生育不良となっております。ただし、21年、22年につきましては、雑草が多い中、アッケシ草が生育している状況でございまして、今年度につきましては、4面あるのですけれども、各ブロックについて土壌分析は平成20年ぐらいからやっています、例えばpHが、本来中性であれば7なんですけれども、かなり4前後とか、そういういった数値になっておりまして、消石灰を入れて中性化を図るとか、あと肥料ですか、窒素、リン酸、カリの分、そういう肥料の三要素の分もかなり減少しております、そういった中でその配合肥料の中にそういった成分を多い分を、そういった肥料を使いまして、やりまして、今年は若干ある程度生育がいい状況になっております。今後もそういった土壌分析の結果をもとに、何とか生育保護に努めていきたいと考えております。

あと海水の関係でございすけれども、今、4月から9月にかけて、月には1回から2回ぐらい、海水散布しているのですけれども、それをポンプアップで、ところが今、議員おっしゃったように海水が出入りできるように、例えばブロックをとるとか、そういった部分につきましては、なかなか難しいと思われまして、したがって、今後も、ポンプアップを利用して海水を散布を利用していきたいということで考えておりますので、ご理解願います。

●議長（音喜多議員） 5番、中川議員。

●中川議員 町民広場の関係なんですけれども、今、総務課長から答弁いただきましたけれども、22、3年使用していないと、もうしたからかなり古いし、水漏れもあったし、こ

れがもし触るとすれば、私の希望どおりにやるとすれば、膨大な資金もかかるだろうということだと思えるんですけども、私もそう思っているんですけども、もう何年も使ってませんから、あそこは質問する前から見させてもらってますけれども、かなりブロックというのですか、タイルなんかはかなりあれですし、恐らく私も金もかかるなあと思ひまして、3月の定例会ではこの質問しても遅いと、いろいろな予算の関係で、だから今この12月にさせてもらったんですけども。今もう新年度のいろいろな予算計画にも入っているんだろうと思いますし、もしやってもらえるのであれば、3月よりも今ごろがいいんでないかなというふうな考えで、この定例会に質問させてもらっているんですけども。ただ、予算先へ、これ許して、これも将来的に来年やれとか、24年にやれとかというのではないんですけども、私もこれ、もし、町長なり課長がいろいろな問題で予算の関係はもちろんでしょうけれども、難しい、そしてまた、衛生上の問題も、先ほど1回目の答弁で町長からもありましたけれども。それで、園児のお母さん方とも話し合っているんですけども、それは今私、6月中旬から9月中旬までと言っていましたけれども、衛生的な問題があるとすれば、したから、1カ月に2回か3回、それは多ければ多いほど子供たちのほうはいいんでしょうけれども、そこで、したから防災無線や、それからテレビ電話や広報誌を使って、今月はいつからいつころまで海事記念館の前の町民広場で水遊びできますよ、もしやりたかったら、その期間にどうぞやってくれませんか、こういうPRをもしやっていたら、それにやっぱり園児とか、利用しようとしている人方がそれに集まってくると思うんですけども。

私は、その3カ月ずっと水を張るとすれば、先ほど言っているように、ごみだとか、カラスだとか、犬のふんだとか、この衛生上もう大変だと思うんです。これは町長の1回目の答弁でも私もそう思いますから、したから、どうでしょうこういう考えでといって、園児のお母さん方に私、ちょっと生意気ですけども、投げかけてもらったんですよ。これ理事者側の考えですけどもね、私が質問してみて、そして私から再度意見言わせてもらうから、こういう案でどうでしょうねと、それでも結構ですと言うんですけども。

だから、今、課長が答弁してくれたように、もう何十年も使っていないから、あちこちもう錆びたり壊れたりしているから、膨大な予算もかかるでしょう、それはそうです、私も認めているように。ですから、やっぱり調査をしてもらって、そして、来年の24年にすぐやれとかというのでなくて、これも予算の範囲ですよ。ですから、そういう面で町民の要望、そして私そういうことで期待しながら質問しているわけですから、その私の質問の意も酌んでいただいて、やっていただければなというふうな感じしているのです。

それから、今、課長のほうから答弁いただきました。

今、私も1回目に教育長にも申し上げたんですけども、職員の皆さんが一生懸命やってくれて、水、今1回から2回、月に散布しているんですよ、そして、草はおがっているけれども、草も刈ってます。効果があるのならいいんですよ、ここで、職員の皆さんが。去年はだめだったけれども、今年、こうやって、こうやって、こうやってやったら大したアッケシ草の植栽が出てきた、よくなったよというのであれば、いいんですけども。せっかく苦労されても、何もなかったら、どこか場所かどこか変えればいいんじゃない

ないですか。効果があるようなところをですよ。一生懸命頑張ってやってもらったって、何も意味がなかったら、ならないんでないかなと思ひまして、どうでしょう、この港町がアッケシ草の植栽に適していますか、もろもろ質問しているんですよ。だから、皆さんが一生懸命やってくれて、町民の皆さんに、あるいは観光に来た皆さんに、アッケシ草を見せたいということで、さっきから私言ってますけれども、やってくれたと思うんですよ。その効果があれば私、それでいいんですよ。だから、効果のあらわれるような、委員会の皆さんもあらわれるようなところに植栽したらどうですか。そして、町民も厚岸町の観光の目玉の一つですから、お互いにいいんじゃないですかということで質問しているんですけども、再度お願いします。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 私のほうから、町民広場の件についてお答えを申し上げたいと思いますが。ただいま議員から言われたように、特にお子さんを持つ親御さんから要望があるということは承知をしておりますが、ご案内のとおり、先ほども答弁をさせてもらってますが、鳥や動物、犬や猫ばかりではなくて、たまにはキツネや何かこの周りをうろついております。そういうようなことがあって、そういう要望がある一方、特に衛生上の問題ですね、それから涼んでいるところに空から何か降ってきたというようなこともあって、衛生上の問題、さらには美観上の問題というものがあって、あそこに水を張ることは不適切であるという町民の皆さんのお声もあるんです。それらを勘案して、さらには総務課長が言いましたように、水を張るということになれば、それ相応の費用もかかるだろうというふうなこともありまして、平成8年度から使用のとりやめをしているということでもあります。O-157の話もありましたけれども、心配されるのはそればかりではありません。鳥インフルエンザの問題ですとか、エキノコックスの問題ですとか、さまざまなことが心配をされるわけですから、それを見ずして、特に子供さんにその場所を使わせるということは大変な問題があると、そういうことを勘案して今の状況に至っているということをご理解をいただきたいと思ひます。

ただ、特に保育所に通われている子供さん、あるいは幼稚園に通われている子供さんが水遊びを、特に夏場の暖かい時期に水遊びをさせたい、水になれさせるべきだという方法は、何も海事記念館前でなくてはならないということではありませんので、その辺は保育所も、それぞれの保育所で水遊びのプールを使って、そういうことをさせているということですので、特に、また今ご質問者のほうからお話しいただいたとおり、盛漁期になります、もう、大丈夫かというくらい鳥が集まってきて、空からの落とし物以外に羽根ですとか、そういうようなことも散乱して、もうとても見るに堪えないような状況が呈していたものから、そういう状況に至っているということをご理解をいただきたいと思ひます。

なお、水を張るところまではいきませんが、その周囲のブロックの剥離ですとか、これは以前の議会でもご指摘をいただいでいて、よそから来る観光客、あるいは海事記念館を視察をされる方々に対して、それこそ格好悪いというような話もありまして、それは24年度の予算のほうで対応を、今検討をしているというところがございます。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） アッケシ草の栽培の問題についてお話をさせていただきます。

一つ能取湖のほうと大きな違いというのは、あちらのほうは、そもそもの自生地であったということなんです。ですから、自生しているものを保全するという意味でいろいろな手を加えることが許されているということです。厚岸町の場合で言いますと、これは自生しているのは金田先のほうで、人が踏み入れられないような場所ですので、そこを増やすということにはならないというふうに思うのですよね。そういうふうな考えでいきますと、例えば、観光客から見るところというようなところを、これから植えるということは環境保全の問題から許されない行為に当たると思うのです。ということになると、どういうことかと言うと、やはり町有地としてある程度決まった土地の部分に人間の手を加えて、これ環境保全という意味ではなくて、アッケシ草というものを栽培地として試験的に今4面やっている中では、多少条件を変えたりして土壌の分析ですとかもしていただいております。

その中で、議員ご指摘のように余りよくない場所も自生の環境が整ってないなというふうな感じも、私どももあります。そして、また、職員の手だけでやっているということもあって、なかなか行き届かなかったという点もあろうかと思えます。ただ、その反省を踏まえて、できればあそこの土地でよくなっている条件というのは、土壌分析の中ではある程度わかってきておりますので、ぜひその部分を改善して、来年度に向けてはもう少しきれいな形でアッケシ草が出るような条件を整えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

●議長（音喜多議員） 5番、中川議員。

●中川議員 副町長まで答弁いただいてうれしく思うんですけども。今いろいろ答弁いただいて、本当に町民からもあそこに水張るなど、こういう何か話もあってやめたんだということもありましたから、私もその周辺の市場の屋根やなんかに、今、副町長も言われたように盛漁期には、数えたことないんですけども何千羽というぐらいのカモメがいて、そのふんや何か大変だと思うんです、それが上から落ちてきたり、本当に衛生上うまくない。これは私もわかりますけれども、以前そういう町民からも、ああいうところに水張るなど、衛生上うまくないということでやめたんだということもありますし、今そう言われましたので、園児のお母さん方にその旨を報告させてもらおうかなと。いやいや、さっぱり中川も力不足で25年目の議員になったけれども、用が足りない議員でありますので、町長、副町長、課長からいろいろ答弁いただいたんですけども、こういうことでできないということで、それこそお返しというか、言われた父兄の皆さんに申し上げたいなど、このように思います。

それから、私もさっきもアッケシ草の関係で言いましたように、もちろん今、教育長が言われたように、4面をそれぞれ手法を変えてやっていって、よくなった面もあるんですよ。だから、それに向かって大体原因もわかってきたし、これからやるんだよと、そういう答弁いただきましたので、だから、さっき言うように委員会の職員の皆さんが一生懸命やっているわけですから、その効果があらわれるような、そしてアッケシ草が増えていくような方法をとってくださいねという意味で質問しているわけですから、教

育長の最後の答弁いただいたように、そのようにひとつ議員、しかも担当課の皆さんのご努力によりまして増えるように期待をして、質問を終わります。

ありがとうございました。

●議長（音喜多議員） 答弁はいいですか。

●中川議員 いいです。

●議長（音喜多議員） 以上で、5番、中川議員の一般質問を終わります。

次に、9番、南谷議員の一般質問を行います。

9番、南谷議員。

●南谷議員 第4回定例会に当たりまして、通告してあります2点について質問をいたします。

初めに、本町の地震津波対策について質問をいたします。

3月11日東日本大震災、その後の福島原発の事故、この二つの大きな災害は日本中を震撼をさせました。大津波発生以来、きょうで271日でございます。いまだ国の復興計画や方針が定まらない状況でございます。厚岸町、本町は、末広、床潭と太平洋に面しており、太平洋に連なっておる厚岸は厚岸湖の沿岸域に多くの町民が生活をしております。その地形から大津波対策は、私は喫緊の課題であると考えます。

多くの町民は本町の津波対策、どうすればと皆さん真剣に危惧をされておると思っています。そこで、お尋ねをさせていただくんですが、道が示す津波シミュレーションの進捗状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

次に町は、厚岸町地震津波防災対策アクションプログラムを作成し、大規模災害に事前に備え、災害発生時に迅速適切な対策を実施し、被害を最小限にすることを目標に、町が取り組むべき施策を体系化した行動計画なるものを作成されましたが、このアクションプログラムにはどのような点、何に力点を置かれておられるのか、お尋ねをさせていただきます。

また、アクションプログラムで保育所、学校等における防災教育の推進と明示されておりますが、本町における防災教育とはどのようなものですか、お尋ねをいたします。

2点目、本町の除雪対策について質問いたします。

今年も既に12月4日に、トライベツ、片無去、太田地区へ初出動をされておられます。本町の除雪の実態は近隣の町村から比較いたしましても、大変よく除雪されていますし、丁寧に舗装面が露出して町民の多くの皆さんも大変感謝をしている、担当課の皆さん、これらに従事されている業者の皆さんのご労苦に対しまして感謝を申し上げる次第でございます。

私は、一昨年でございますが出札の折、道内の豪雪地帯の議長のお話を聞かせていただいたんですが、旭川に近い町村でございますが一昨年大雪の年でございます。その議長さんが言われるには、今年は大雪で道路は本当に車が交差するのにやっとぐらいの幅しか除雪されていないのだと。道路の縁に雪の壁ができてしまっているとぼやいてお

りました。どうしてですかとお尋ねしたところ、携わっている建設業者の皆さんはいるんですが皆さん、重機オペレーターともども道外のほうに出稼ぎに行ってしまうと、せっかくその雪が降ったときに除雪を排除しても、その歩道のほうにその雪を寄せても運搬するダンプもないので、交差点の見通しも悪く大変危険な状態になっているのだけれども、住民ももうあきらめているというお話がありました。

私も、本町でその除雪対策、国費も導入されてしっかりやっていただいておりますことについては、常々敬服をしておるところでございますが、業者の皆さん本当に一生懸命頑張っているなど。ところが、昨年は降雪量が非常に少なくございました。今年もこれから除雪シーズンを迎え、本町の除雪体制は大丈夫なのだろうか、あの旭川の近くの町のように、業者がやりたくてもオペレーターがいなくなってしまった、重機の更新もできなくなった、そんな状態になっては困るなど、これからは安定した除雪の維持安定というものが需要ではないのかなど。そういう意味で、まずは、除雪体制の本町の実態と除雪の委託契約内容についてお尋ねをさせていただきます。

さらには、除雪体制安定維持のための契約の私は見直しが必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、2点質問いたしまして、第1回目の質問といたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 9番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の本町の地震津波対策についてのうち、初めに、津波シミュレーションの進捗状況はについてであります。津波シミュレーションについては北海道が進めている事業であり、さきの新聞報道では、最初に、厚岸町が属する太平洋沿岸地域のシミュレーションを本年度中に策定すること。また、津波シミュレーション作成のため、各地域の津波痕跡調査を行うとの記事が掲載され、当町では、白浜、床潭、筑紫恋の3地区が対象となっております。このたび担当である北海道の危機対策会議の進捗状況をきいたところ、現在、北海道防災会議地震火山対策部会、地震専門委員会の想定地震見直しにかかわるワーキンググループにおいて、前段で申し上げた過去の津波痕跡調査を行っている段階とのことであります。

また、既に太平洋沿岸にかかわる津波シミュレーション及び被害想定調査業務委託事業の発注が終了し、来年3月には請負業者によってまとめられた成果品が納入され、同月中に関係市町村へ周知するとのことであります。

次に、厚岸町地震津波防災対策アクションプログラムで、何に力点を置かれていますかについてであります。まず、厚岸町地震津波対策アクションプログラムについては、さきの議員協議会でも申し上げましたとおり、まだ素案の段階であることをご承知おきいただきたいと思います。

このアクションプログラムは、いつ起きるかわからない500年間隔地震による大規模災害に事前に備え、災害発生時に迅速適切な対策を実施し、想定される被害を最小限に抑え、町民の貴重な生命財産を守ることを目的として、今後また、今すぐに町として取り組むべき施策を体系化した行動計画であります。

また、このアクションプログラムでは、町として取り組むべき防災対策について、どのよ

うな対策をどのように、どの部署で、いつまで行うのかを詳細に示しておりますが、これらの対策をすべて行うことによって、厚岸町の地震津波対策が整備されるものと考えております。

あえて、力点は何かということからすると、どうしても行政だけの対応では町民を守ることに限界があり、自助、共助、公助の役割分担と協働による取り組みが重要であることを、今後とも町民の皆さんに周知していくとともに、みずからの命はみずからが守るという意識の醸成が最も肝要であると考えております。

次に、アクションプログラムで、保育所、学校等における防災教育の推進と明記されているが、本町における防災教育とはどのようなものですかについてであります。私からは、このうち保育所における防災教育について申し上げます。

保育所では、子供に大きな影響を及ぼすおそれがある地震津波に至った際には、子供の安全に留意し、適切に対処できるよう日ごろから防災教育を行っております。具体的に申し上げますと、実施の時期と回数は、春と秋の年2回で、その内容は、消防署員の指導を受けながらの子供たちの避難訓練の実施、年少の子供たちの消火訓練の見学と年長の子供たちの消火作業への参加、避難訓練終了後における防災映画の鑑賞を行っております。

また春の保育を開始する時期には、まず、子供たちに非常ベルになれてもらい、担任の保育士のところに集まることから始め、常に地震を知らせるベルを鳴らし、机の下の安全な場所へ避難させることを、そして次に地震の後には必ず津波が来るものとして、非常口を教え、津波注意報のときは待機、津波警報のときは避難場所へ避難させる取り組みを行っております。さらには、毎月1回、非常口、園庭への避難訓練を行っているところでございます。

なお、今後は散歩中からの避難訓練の実施、保育所、近隣の住民と家庭で行うことができる防災教育の支援へのほか、避難場所までの間の危険箇所を子供たちにも知ってもらう訓練も行っていきたいと考えております。

学校における防災教育については、教育長から答弁があります。

続いて、2点目の除雪対策についてのうち、初めに、除雪体制の実態と、除雪委託契約内容についてであります。まず、除雪体制の実態について申し上げます。

厚岸町の除雪作業は、歩道及び車道延長で約288キロメートル、公共施設の駐車場は94カ所あり、町内を20地区に分割し、直営への除雪機械は6台、委託では14業者で58台の除雪機械で実施し、除雪延長のうち直営で行う除雪の延長は20キロメートルで、全体の7%、委託業者で行うのは268キロメートルで、全体の93%の割合となっております。

除雪出動の目安としては、おおむね降雪量が10センチメートル以上を基準とし、雪質や地吹雪の状況を道路パトロール等で確認するとともに、各自治会から地域情報の提供も受けながら総合的に判断し、決定しております。

また、道路除雪については、主要幹線道路である松葉町通り、真栄大通り、真栄1条通り、住の江町通りとし、幹線道路においては、集落と集落をつなぐ道路や国道、道道につながる主要道路等、バス路線を優先とし、2車線以上の幅員確保を行っております。歩道については学校等の付近の通学路を優先とし、登校時間帯までに通行の確保に努めることとしております。

公共施設である学校や保育所の駐車場については、登校当初時間帯までに駐車場の確保に努めるなど、それぞれ除雪作業を進めております。また、交差点などの見通しが特

に悪い箇所は、除排雪運搬をしておりますし、路面状況に応じた対応として、路面凍結によりスリップのおそれがある箇所は、凍結防止や圧雪の融解のための凍結防止剤などの散布を行っております。作業時間は、原則として午前4時から始め、通勤通学の時間帯までに通行の確保に努めております。

さらに、除雪は自治会の協力が必要となります。毎年自治会への説明会を開催し、路道駐車場抑制などの除雪作業への協力についてもお願いしているところでございます。

次に、除雪委託契約の内容について申し上げます。

町内を20地区に分割し、各地区ごとに業者を定め、除雪機械それぞれに対し、1時間当たり単価と人力除雪単価にて委託契約をしております。また、業務委託期間中の最低補償額として、年間期間維持を経費である車検経費、重機に対する法定検査費、法定検査費以外の基礎修理経費の合計相当額として、1機械につき20時間の稼働分を補償する契約内容とするとともに、委託業者が除雪業務だけのためにリースした重機械については、そのリース代金相当額として50時間稼働分を補償する内容の契約を行っているところでございます。

次に、除雪体制安定維持のため、契約の見直しが必要と考えますが、いかがですかについてであります。

毎年、建設業や運送業に携わっている地元業者の方々にご協力をいただき、除雪作業体制の確保が図られております。しかしながら昨今の道路除雪の現状は、各方面でいろいろな課題が提起されており、北海道維持除雪管理ネットワーク協議会によれば、平成23年度の国道の維持除雪予算は、ピーク時に比べ4割足らずに削減され、平成21年度と比較し7割程度に落ち込み、その影響として事業者の採算性の悪化を引き起こし、そのことに伴い除雪車の維持費や人手の確保が困難との分析をしております。また、公共事業が減少する中、自社での除雪機が老朽化しているが更新ができない。冬場に建設工事が無いという理由で質問者からお話があったとおり、重機械オペレーターや作業員が本州に出稼ぎに行ってしまう。除雪機械の維持や人手の確保を考えると採算が合わないなどの課題が浮かび上がっており、町ではこのような状況を踏まえ、これまでの出来払い契約を改め、平成21年度からは除雪作業の1日対応として、さきに述べました最低補償額を設定し、採算性の悪化解消の対策を行ってきたところであります。

除雪作業の積算の考え方で、除雪作業の利益については天候に左右される要因が多く占めると言われ、一般的には大雪であれば利益が上がり、暖冬、少雪の気象の場合は、利益がなく赤字になると言われております。当町は北海道内でも特に雪が少ない地域であり、現契約書の時間当たり単価や最低補償額では、今後除雪業務を維持していくのは大変であるとの声も一部の方々からちょうだいしております。そのためにも今年度の各地区の除雪状況や各業者の除雪機械の保有状況、更新や買い換え予定、また、オペレーターなどの人材確保状況など再点検を行い、今後の除雪体制の安定維持に向け、除雪事業者の方々と協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長）　続きまして、私からは（3）のアクションプログラムで保育所、学校等における防災教育の推進と明示されているが、本町における防災教育とはどのようなものですかの学校の部分について、お答えをいたします。

さきの大震災において、釜石の奇跡と報じられた釜石市における防災教育を教訓に、次の3点について本町の学校での防災教育に取り入れるようにしました。

1点目は、想定にとらわれないということです。例えば、想定にとらわれてハザードマップを完全に信じるのではなく、相手は自然であり、時として人間の勝手な想定にとどまるものではないということを理解させる。

2点目は、その状況下において最善を尽くすということです。ここまで来ればもう大丈夫と考えるのではなく、そのときにできる最善の行動をとれということです。最初に避難場所によしとせず、そのときできる最善を尽くして次の避難場所へ逃げることのできる意識をつけさせる。

3点目は、率先避難者たれということです。もし、そのときが来たら、他人を救うよりも、まず自分の命を守り抜くことに専念せよということです。人間はいざというときに、逃げるという決断がなかなかできない、でも、だれかが逃げるとそれにつられて群衆心理が働き、みんなが逃げることにつながる。自分の命を守ることは周りの人たちの命を救うことになる。だからあなたが、まず逃げるんだということを教える。

以上3点について、6月に招集した臨時校長会議の折にお話をし、自分の命を守ることに主体的に、できる限りの最善を尽くすことができる児童生徒を育成するようお願いしたところです。

なお、アクションプログラムの学校における防災教育の推進との関係ですが、1つ目の児童生徒に対する防災教育の推進では、先ほどお話した避難3原則を柱に、各教科において、例えば道徳でいえば生命尊重という項目において、今回の震災の画像や映像を教材にして授業を実施し、特別活動でいえば、学級活動の時間に、自分自身で身を守るという内容で授業をしているところです。

2つ目の教職員に対する防災教育の実施であります。教育現場にいる先生方が防災教育の重要性を理解しなければ成果を得られないことから、教職員を対象とした防災教育の取り組みも継続的に実施する方向で計画中であります。

3つ目の、災害時対応マニュアルの作成であります。各学校とも7月までに学校管理下、学校管理外に分けてマニュアルを作成し、全家庭にも周知しており、毎年見直しを含め実施していきます。

4つ目の津波避難訓練の実施であります。沿岸部5校では、既に2回以上実施しておりますし、複数の避難場所を想定しての訓練も実施しております。

五つ目の中学生の救急救命措置に関する知識及び技能の修得では、保健体育の時間で救急救命を学んでおりますが、より実践的な知識及び技能を身につけるため、既に厚岸消防署の救命士を招いて救急救命講習会を実施し、普通救命講習修了証を取得させている中学校もあり、今後、全中学校で実施する予定であります。

以上のアクションプログラムでの内容は、いずれも毎年度継続実施するものであります。防災教育を毎年受けた小中学生は、いずれ成人になり家庭を持ちます。そうして高い防災意識や災いをやり過ごす知恵を世代間で継承され、地域に防災文化として根づく

ことを目標に防災教育に取り組んでまいります。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 まず、津波対策についてお尋ねをいたします。

多くの町民の皆さんは、やはり1日も早い確かなシミュレーションを待ち望んでおると思います。それに基づいて沿岸域の皆さんは避難道や避難や避難場所はどうなるんだろうということが非常な思いがあろうかと存じます。

現時点でまだ、3月ですか先ほどのご答弁ですと、そうするとなかなかそれらに対する考え方、まだ出せないというのはわかるんですけども。このアクションプログラムを作成され、これからの指針みたいものをつくられたんですけども、私も拝見をさせていただきました。でも、あくまでもプロセスなんですよ。何をどういうふうにしていくかという部分は、私なりに見えないな。町民が望んでいる部分というのは、どこで何をしていくかという部分は網羅されている、スケジュールは書かれているんですけども、住民がどういうものを、どういうように望んでいるのかという部分では、ちょっと反映されているのかなと、そんな疑念を抱きました。やはり町民の皆さん、避難路がどうなるんだろうとか、もっと切実な思いがあろうかと思えます。そういう部分がこのアクションプログラムの中では見えないなと、そんな思いがいたしましたので、町民の皆さんの危惧している部分について、何とか今の時点で厚岸町としてできること、これらについての将来に向けてやらなければならないことも、こういう考えなんだという姿勢というものを、ご意見を伺いたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えいたします。

津波シミュレーションでありますけれども、厚岸町としましても、早く北海道からこの作業が終わって周知をされることを待ち望んでいるところでありますけれども、今回、北海道にもお伺いをしたところ、あくまでも当初の予定どおり現在3月を予定しているということでした。町としましては、この3月に示されるシミュレーションをもって、また被害想定も一緒に示されるということになっておりますので、できる限り早く、皆さんにハザードマップという形でお示しをしたいというふうに考えておるところでございます。このアクションプログラムの中に、町民が思っている本当に心配している部分が反映されていないかというご質問でございますけれども、今、前段で申し上げましたハザードマップの見直し、これもアクションプログラムの内容には示させていただいております。

ただ、これはあくまでもその対策、内容までのものでありまして、さらに、これをそれぞれの担当課において細かく検討をして、作成をしていく体制を整えていかなければならないということと考えておりまして、これは、このアクションプログラムというのは、こういうことをまずするんだよということを示したものでありまして、あとは実施機関において詳細な取り組みを行っていくということは、先日の議員協議会でも申し上げましたとおり、推進

本部の会議の中で申し合わせをして、各課に周知をしていきたいというふうに考えております。

避難路、避難道、これもシミュレーション、新たなものが出てこなければ見直しもできません。1回目の答弁で申し上げました太平洋沿岸から、まず始めるんだということも、これは当初今回太平洋沿岸と日本海沿岸、それとオホーツク海沿岸と3つに分けたようなのですけれども、この3つを同時に行っていくというふうな北海道からの説明がございました。その会議の中で、北海道の中で太平洋沿岸と日本海沿岸とオホーツク海沿岸と、全部同時に行うというのをおかしいのではないかとということで、質問をさせていただいた経緯があります。再度北海道の中で検討した結果、一番喫緊の課題である太平洋沿岸から始めるということにしたそうでありますので、今現在津波の堆積物調査、これを行っている段階ということでお聞きしておりますので、どうぞご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 大体その辺は理解をしておるつもりでございます。つい最近なんですけれども、とある新聞にその対策、今後の復興も含めて日本全体の中で関西方面が優先という記事が記載されておりました。今、課長の答弁ですと、北海道よと言っておられるんですけれども、それはそれとして、やっぱり国、道との連携、ハードの面では非常にそういう部分は大きいものがあるかと存じます。町として、しっかりそういうどういう方向に、いざ国、道というのは、ぼんと施策が出た時点では、町村の自治体に公布されたときにはもう募集段階なんですよね。ですから、やはり厚岸町として、どういう体制で、どういうものをどう進んでいくかというものを、やっぱりきちとした方向性というものがある程度進めていかないと、資金枠が来たときには間に合いませんよ、その辺はいかがですか、町としての姿勢をお伺いいたします。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えいたします。

先日9月28日に、東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震津波対策に関する専門調査会の報告というものが、中央防災会議から提示をされております。その中では、記事の中では、東南海沖を何やら中心市というか、先に先じているということになってますけれども。この中では、日本海溝、千島海溝周辺海溝型地震を初めということでは、この日本海溝、千島海溝周辺海溝型地震の中には500年間隔地震も含まれております。ですから、南海沖が先行して報道されているようですけれども、中央防災会議の中では、すべて引くくめた中で考えていくということになっているようですので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、町として、今現在24年度の概算要求が各省でされているようであります。内閣府として津波対策推進交付金というものを新たに創設するというので、ホームページ上でも調べさせていただいておりますが、総額としては18億円程度ということで、今現在、財務省との折衝中だということで、全国的に18億円で足りるのかという疑問は確かに町としても思い

ます。あとは国土交通省のホームページを見ましても、概算要求の中に災害対策というのが明示をされている部分がありません。かなり国としてどのように考えているのかということは、町としても心配をしているところでありますけれども、その示された段階では、すぐに手を挙げてその交付金等を使って災害対策が打てるような体制を、今後、町として持っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 1点目については、しっかり頑張っていたきたいと思います。

私は、このたびの東日本大震災で三陸地方の大きな被災、何としても自分の目で確認をしたくて自分の車で苫小牧からフェリーで仙台港に向かいました。10月の23日朝、仙台港に着きました。遠くに仙台港が見えたんですけれども、どんなふうに仙台の町になっているかなと非常に憂慮してフェリーの窓から見ていたんですけれども、遠くから見ているうちは全く平常の仙台の港でございました。順々フェリーが着く瞬間ですね、目の前に見たら、バースの反対側1,000トン以上の大きな船が大きくお尻を出して岸壁に鎮座してるんですよ、どんと。もうそれを見ただけで、がっくりうなだれました。本当に唾然といたしました。それから、ずっと自分の車で何としても自分の目でその被災状況を確認をさせていただきたいということで、松島、石巻、女川、南三陸町、気仙沼、釜石、山田、宮古、田老町と、各漁港を見てまいりました。本当に悲惨な状況でございました。

特に、回った中で心に残っておるのは2町ございました。女川の町でございます。かって何回も女川の町には行ったんですけれども、大変きれいな町でした、もう本当にきれいな町でしたんですけれども、すべて流されて、住宅の基礎しか残っておりませんでした。また、田老町でございますが、ここも同じような状況でございまして、車の廃車になった錆びた車が大きなぼた山のように2カ所くらいに積まれて、それ以外のものはすべて住宅のがれきとかが、もう20メートルも30メートルも大きな山になって、集められてありました。あとは全く何もないんです、きれいに掃除されて。本当に悲惨な状況でございました。田老町に行ってきたんですけれども、岸壁で小さなシャベルで側溝の砂を取っているおじさんたち11人おったんです、岸壁で。おじさん、何やっているのと言ったら、これ今、砂よけたら国からお金もらえるんで、何もすることもないんで、交付金をいただいて頑張っているんだと。おじさん、船は、家はと言ったら、みんな避難所なんだと、船も何もないんだと。大体60歳以上の方々が11人、みんな漁師だと、おれたち漁師なんだけど、でもよく助かったと思うよなって。お話を聞いたら、何言うかなと思って黙って聞きましたら、学校が空いてる時間でよかったんだ。どうしてですかって聞きましたら、おれら今ここに11人いるべ、でも、おらの同級生とか同じ年代の人は多くの人が死んでいるんだ。なしてと聞きましたら、ちょうど保育所に孫を迎えに行った。そしたら孫ともども車で飲み込まれた。我々はたまたまこの辺にいて、防波堤の上において船の状況を見ていて何とか逃げることができたんだけれども。ですから、何とか、もし学校が空いてなかったら、きっと子供たちがうちの周りにいたとか、いろいろなところにいと。田老町の人口はもっと減ったんだ。子供に孫に対する思いというものがあるから、子供たちが学校に行っていてよかった、しみじみ言われてました。

さらには、県立宮古高校に行ってまいりました。バレーボールが厚岸町に流れ着いた学校でございます。山形教頭先生が対応してくれたんですけれども、被災の状況を聞いてまいりました。そうしましたら、まず一発目の地震で、電話、テレビ、電気が全滅だったそうでございます。県立高校は4階建てで3・4階に皆さん避難をされたそうでございますが、地震では若干のかすり傷とか、そういう程度だったんだそうでございますが、300人ぐらいの生徒さんが、全員3・4階に上がられた。幸いにして玄関までの浸水だったんですけれども、サッカー場は別なところであって、サッカー場は全滅でボールが流された。外部との連絡はどうしたんですかと言ったら、子供たちが親御さんが迎えに来たそうです。それから近隣の人も学校に避難をしてきたそうでございます。子供を連れて帰るといふ親御さんがおったんですけれども、校長先生はじめみんなで説得して、上に上がっていただいた。そして、夜になったら全員真っ暗の中で、火もない中で全員で3・4階で過ごしたと。外部との連絡はどうしましたって言ったら、丸1日は全くなかったそうです。この間学校独自の判断をされたそうであります。先生、あれですね、よく親御さんが迎えにきたときに、親御さんも説得して避難させましたねと言ったら、そのときはみんなでそういう方法をとろうということで、一致団結してその避難をさせていただいたと、親御さんも理解していただいたと。僕はそこの話を聞きまして、本当に学校の教育、学校のあり方、子供たちに対する責任ある学校の判断、保育所、教育関係に携わる人の責任の重さというものを痛感させられました。そういう意味で、教育委員会としてのその見解というものを再度お尋ねをさせていただきたい。やはりまずは助かること、このことにそれぞれの学校が独自で判断をせざるを得ない。どこかに、町に相談をするとか、そういうことが全くできない状況下の中で、どういう判断をするような指導も私は必要だと考えますし、また、子供たちに防災というものの、津波の恐ろしさというものもやはりきちっと恐怖を与えないように、しっかりと取り組んでいかなければならないと思います。この2点について、再度お尋ねをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） お答えさせていただきます。

学校におけます防災教育についてでございます。

まず、1点目でございますけれども、1回目の答弁でも申し上げましたように、実は、私どもも厚岸町におけます避難訓練を見ても、なかなか参加率が上がらないという中では、やはりどこから手をつけるかということでは1回目の答弁で申し上げましたように、まずは子供たち、児童生徒が意識を持った中で大人になっていくことが一番手取り早い方法であろうということが考えますし、何にも増して、まず未来を担う子供たちを守るのが、まず私ども大人の責務だというふうに感じてございます。町ももちろんですけれども、教育委員会、それから学校教職員ともども日々の教育活動の中で、その姿勢をもち続けるということが大事だというふうに認識しながら努力していく必要があるというふうに考えてございます。

ご質問者のほうからおっしゃってございましたけれども、子供たちにどのような形の中で防災教育を進めていくかということでございます。ご質問者おっしゃいましたけれども、まず恐怖を持つことがどうなんだろうと、昔の防災教育はそうだったと思います。こういうこと

があったら怖いんだぞというふうな教育だったと思います。ただ、それでは、その地域に根差したことができるのかということが疑問として残ってきます。1回目の答弁の中にもございますように、子どもはまず視線をまず自分の命を守るとか、率先して逃げるだとか、そういった姿勢を持ち続けることができる子供たちを育てるような教育を進めたいということで、現在進めているところでございます。

今後とも、先ほど東北の実例をおっしゃっていただきましたけれども、それらやはり今回の災害のさまざまな教訓をもとに、やはり子供たちに防災教育を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 2点目、除雪対策についてお伺いをいたします。

資料要求の資料を見ていただきたいと存じます。

平成20年度、22年度除雪対策の表でございますけれども、上から3番目、支払金額①でございますが、平成20年度4,651万6,885円、平成21年度6,615万9,287円、平成22年度が2,836万1,653円で、その下の最低補償金額の総額でございますが、20年度1,400万円、21年度、22年度が大体1,600万円という数字になってございますし、その下のほうは直営でございますが、私がお尋ねの関係でございますが、最低補償の総額でございます。大体20年度1,400万円、1,600万円くらいの最低補償を払っているということでない、一応契約の中でこういう数字は、試算をすればなるということなんでございますが、実質その払っている金額は20年度、21年度との4,000万や6,000万円、ところが昨年は非常に雪が少なく2,800万円だったと、せめて4、5千万円ぐらいの事業費であればなあという部分も、業者さんにすればあるのかなと思いますけれども、しかしながら最低補償の基準というのが、その機械の実働20時間分でしたか、そういう一つの今までの実績というか契約の内容と伺いました。

私が調査いたしましたところ、委託業者、企業によって機械、オペレーター、作業員、それぞれ内情は異なっておりました。今日非常に公共事業、それも少なくなってきております、建設業界非常に作業が少なくなってきて、工事が少なくなってきて、機械の更新やオペレーターの確保など、非常に厳しい状況環境の中にある。調査をさせていただいたんですけれども、除雪期間12月から3月までの約4カ月間で、機械の損料、オペレーター、それからそれらの人件費、約厚岸町全体で11社、12社、これらの総経費がございまして、5,475万8,000円ぐらいかかると試算をしていただきました。さらには、保険料、車検代を月割りで割り返しますと、約155万円ぐらい、合わせまして、業界の皆さんの総体数字で約5,630万ぐらいのおよそ試算だそうでございます。

再度繰り返しますけれども、昨年のその除雪の実際の支払われた金額が2,800万円だった。そうしますと、業者さんにすると待機とかいろいろな会社によって違うんでしょうけれども、大体試算ですから、5,000万円以上のものは何とか確保してもらわねば安定した除雪対策というのはできないんだというお話でございました。すべて払えるか、そういうことではないんですよ。やはり実態からすると、今まである機械も、もうそろそろ更新時期に来てるけれども、今までは何とか除雪に応援もできたし協力もできたけれど

も、このままの非常に雪の少ない年に、今までの最低契約の内容であれば今後を除雪体制というものは組んでいけないんだ。

私は、ここは豪雪地帯ではございません。ですけれども非常に寒さ、雪は少ないんですけれども、厳しい町だと思います。ですから、なるべくしっかりかかないと、次の日から大変なんですよ、つるつるで、がたがたで。2日も3日もたつとなおさら除雪困難になります。やはりかいていただくときには、しっかりかいていただいて、交通事故のないように町の人が安心して道路を利用できるようにするためにも、何らかのちゃんと業界の実態というものを調査をして、契約の内容についても再考をすべきだと考えます。

先ほどのご答弁でも、一考を要するというご答弁でございますが、再度この辺の考え方についてご答弁をいただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ただいま、ご質問者から言われましたような3カ年の資料、3年度にわたる資料をつけさせていただきまして、説明しておりますところ、いわゆる契約の内容が適切に見直す考えはないかというご質問でございますが、先ほど町長のほうからも答弁申し上げましたけれども、採算性の悪化解消のために、これまでも平成21年度でございますけれども、最低補償額というものを設定させていただき、契約して今に至っているわけでございます。一般的には除雪費用は雪の量に大きく左右されると、雪が少ないシーズンのときには厳しいという声は一部の協会員の方からも、委託業者の方からも承っております。議員ご心配のように、このままでは除雪体制の維持が難しいんでないのだろうか、厳しいんじゃないだろうかというご指摘でございます。私どもも除雪体制についての現状に関しましては、いろいろな情報なり、近隣なり、道なり、国なりの情報も得ております。議員おっしゃるとおり、委託業者が持っている機械が少なくなっている。それから経年化をして老朽化している、公共事業の減少で除雪のためだけに機械を持っていることは難しくなっている。それから、本州に出稼ぎに行ったオペレーター方々も含めて、数少なくなっている、高齢化をしていると。ましてや、町直営の町職員、自治体職員の高齢化だとか、技術者も少なくなっているという現状がございます。そういう現状について、町としても十分に認識しておるところでございます。

国や道、近隣の状況をさらに把握して、町としましても今後において除雪の体制が維持していかなくてはならないだろうと。大変このままだと難しい状況であろうということは認識しております。質問者おっしゃられるように、委託業者等の実態をさらに調査させていただき、町、それから委託業者、それから町民がそれぞれメリットを共有できるような除雪維持体制の方向を考えていきたいと。より適切な設計積算を再考しながら、契約内容を協議してまいりたいと考えてますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

●南谷議員 はい。

- 議長（音喜多議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。
休憩します。

午後 3 時19分休憩

午後 3 時50分再開

- 議長（音喜多議員） 再開します。

本会議を再開いたします。

7 番、金橋議員の一般質問を行います。

7 番、金橋議員。

- 金橋議員 第 4 回定例会の一般質問に当たりまして、通告しております質問事項についてお伺いをいたします。

広域観光に関する連携と移住・長期滞在の取り組みについてです。

広域観光に関する具体的な取り組みについて。

1 つ目は、湿原と川を生かした体験型観光を厚岸町はどのように進めようとしているのか。2 つ目は、移住・長期滞在に関する釧路市との連携はどのようになっているのかをお伺いをいたしまして、第 1 回目の質問といたします。

よろしく願いいたします。

- 議長（音喜多議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 7 番、金橋議員のご質問にお答えをいたします。

広域観光に関する連携と移住・長期滞在の取り組みについて。

初めに、湿原と川を生かした体験型観光を厚岸町はどのように進めようとしているのかについてであります。まず、現在の北海道全体における観光の状況は、本年 3 月に発生した東日本大震災の影響を大きく受けて、震災直後には観光客の入り込み数は大幅に減少となっておりますが、その後は回復傾向にあるものの、依然として国内景気の低迷、航空機の減便と小型化などにより、厳しい状況が続いております。

過日の新聞報道にあるように、釧路管内全体では、上半期、4 月から 9 月までの入り込み数は、前年同期比 7.9% の減となっており、本町においても 6.7% の減となっております。

観光については少子高齢化や人口減が進行する中、交流人口を増加させ、地域経済の活性化を図るすそ野の広い産業であり、これからのまちづくりにおいて大変重要であります。

また、近年の観光旅行の形態は、団体旅行から少人数のグループや個人による観光旅行へと変化しており、観光客のニーズも景勝地などを見る観光から、それぞれの地域特性を生かした体験が中心となるものや、自然との触れ合いを注視したアウトドアやエコ・ツーリズムなどへと変化してきております。

このような形でご質問にある湿原と川を生かした体験型観光につきましては、別寒辺牛川や厚岸湖でのカヌーや釣りが主となっておりますが、体験型観光に対する観光客のニーズは多種多様で、当町のみでの体験メニューではその受け入れに対しても限界があることから、近隣する市町村が連携して、それぞれの町が持つ多様な観光資源を有機的に活用しながら、魅力ある観光エリアとして創造していくことが観光客の入り込み増につながるものと考えております。

当町における広域観光の取り組みは、町村会や釧路観光連盟を初め、釧路地域活性化協議会、釧路町、厚岸町、浜中町広域観光推進協議会などにおいて、さまざまな事業を展開してきておりますが、今後においても道央圏や首都圏などでの物産や、旅行エージェントに対するプロモーション事業など、実施事業の検証とそこから見出される課題や問題点などを関係する市町村とで共通認識の上、連携して取り組むことが重要であるとと考えております。

次に、移住・長期滞在に関する釧路市との連携は、どのようになっているのかについてであります。この取り組みについては、釧路市との定住自立圏形成協定において、地域内への移住・長期滞在の促進を図るため、暮らしや滞在に関する情報提供や民間事業者と一体となった受け入れ態勢づくりなどの取り組みを推進するとし、そのための厚岸町の役割として、移住・長期滞在者への自然や食、イベントなどの体験メニューに関するPRの実施や、情報発信について連携して取り組むこととしております。

このため、釧路市が行う各種の誘客情報の中に、当町での体験メニューの素材を組み込んでいただいたり、それぞれのホームページのリンクづけ、さらには管内担当者を一堂に会した勉強会の開催などを行っているところであります。

移住や長期滞在にかかわる取り組みを本格的に展開するためには、その受け皿となる最低限のインフラが必要となりますが、当町の現状では、まず体験型観光の充実などにより、交流人口を増幅させる取り組みが大切だと考えているところであります。しかし、多種多様化する観光客のニーズを当町のみで完結させることは難しい状況にあることから、近隣の市町村と連携しながら、得意な分野をそれぞれ担う中で、当地域全体への移住や長期滞在者を増加させることで、当町における交流人口も増加するよう取り組んでまいりたいと考えており、私の標榜するだれもが住みよい、住みたくなる、来たくなるまちづくりの実現には、必要で重要な施策と認識しているところであります。

こうしたことから、今後においても定住自立圏による取り組みも必要ではありますが、釧路市との1対1の取り組みにとらわれず、釧路圏域全体における連携も重要と考えますので、さきの広域観光の取り組みと同様に相互理解と協力体制をもって進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 厚岸町の中では、道新の中の記事にも出ていたんですけれども、その中でカヌーを利用した修学旅行、それを厚岸町に呼んでやっているということは、道新に出ていたんですけれども、これから先ですね、その部分についてまず1点絞ります、カヌー

のそういう体験型のあれについては、水鳥観察館だと思うんですけども、その辺のそのつながり、それから今後の取り進めをどのように考えているか、方向性だけでいいんです、どうするという事ではないです。お願いいたします。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。

カヌーを利用した修学旅行、教育旅行でございますけれども。これにつきましては、新聞にも出ていたとおり、関西方面からの高校生の受け入れを実は行っております。ご質問者も今言われたように、別寒辺牛川を利用したカヌーの利用に当たっては、丹頂のほうにも配慮するという必要があるということで、利用するために当たっての最低限の基準も厚岸町のほうでは設けております。そういったものを遵守しながら観光といいますか、体験型の部分に活用といたしまししょうか、賢明な利用と言われるような言い方ありますけれども、そういった利用を考えてございます。

ただ、そういった体験型の観光、あるいは誘客をしようとした場合には、エージェントから求められるところではガイドさんの育成、それと最低限の保険の対応、こういったものが必須だというふうに言われております。これまで行われてきているその関西圏の部分での教育旅行につきましては、引き続きということになるかと思っておりますけれども、これをさらに増やしていこうというような考え方を持っていけば、そういったガイドの育成であるとか、保険対応といった部分にも対応を図れるような形で検討していかなければならないというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 まず、カヌーについてはそれはわかりました。

それで、そのほかに近隣の弟子屈町なんですけれども、エコ・ツーリズムの取り組みが行われていて、例えば、赤エゾマツの森ツアーとか、そのほかに外国からちょっと、これもすいません道新の記事だったんですけども、ほかから呼んでエコ・ツーリズムのフォーラムだとか行われているんですけども、今をどうするという事ではなくて、これから先厚岸町で、私はこの厚岸町はほかの近隣の浜中町や標茶町や、釧路町や、そちらのほうよりも自然的にはここはまだ恵まれていると思います。食の部分でもそのほかのいろいろなものがあると思います。湖があつて、湾があつて、島があつて、川があつて、湿原があつて、大きな高い山はありません。だけど温泉もないですけども、それにかわるだけの、まだまだ受け入れるだけの大きなものがあると思います。そして、釧路のほうから汽車で来ると、すぐ降りたら町です。隣の町はそうではないと。ですから、そういうようなものを利用して、確かに飛行機だとか何かというふうになると、ちょっと大変かもしれないですけども、今後、道路は恐らくこっちのほうに、帯広のほうからつながってくると思います。そうすると、ここ1、2年ということではなくて、5年、10年考えたら、恐らくずっと道路が通って、こちらのほうで降りて、根室にという人間の心理というのは端の端まで行ってみたいという感じになって、ここはまだ自然とか、

そういうものが売れると思うんですよ。ただ、向こうの首都圏とかそういうほうに持っていかれるんじゃないかと、ここでいろいろと自然も売れるものだと思うんですよ。

ですから、そういうことを考えて、これから先そういうようなものを町の中でつくり上げていく、行政だけじゃなくて民間のほうでそういうものをつくっていくとしたら、それを町でちょっと後ろを押してあげるといような、そういうような方向でいけるかどうか、今じゃないですよ、これから先、そういうような組織ですか、そういうものをつくるのにちょっと押してあげるだけの気持ちがあるかどうかだけ、お聞きしたいんですけれども。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

今言われたとおり、1回目の町長からのご答弁にもありましたけれども、厚岸町にとって観光というのは、総合計画の部分での将来人口も想定もしておりますけれども、厚岸町だけでなく、全国的にももう人口減少というのは、これ仕方ない話だと。これをいかに抑えるかというのがまちづくりの中で大事になってきているわけですが、その一方では、観光の重要性がうたわれているという部分は、交流人口を増加させることができる。人口が減ることによって町の活性化という部分ではマイナスのイメージになりますけれども、それをどうやって補うかとなると、観光も大きな手段の一つであるという部分では、観光の必要性というのは厚岸町も認識をしながら、広域的観光のほうにも取り組んできているところであります。

そういった中で、これまでの議会でのいろいろな議論の中でも、このエコ・ツーリズム的な部分につきましては、何とか行っていただいておりますけれども、これまでの見る景勝地がある、あるいは温泉があるとかという従来の観光から、そこの地域に行かないと体験できない、そこの地域に寄っていくことによって、地域の文化に触れることができる、そういったニーズの変化に伴って、エコ・ツーリズムという部分が注目を浴びてきていると。この部分につきましては、厚岸町としても積極的に取り組んでいかなければならないという考え方を、これまでの議会の中でもお示しをしていただいております。

それに当たりまして、厚岸町として体験型観光という部分では必要性はわかっているけれども、この厚岸町だけでそれらの部分のニーズに対応できるかということ、やはり完結できないだろうと、そういった中では厚岸町の、先ほども言いましたけれども、得意な分野という部分は厚岸町でやらせてもらおうと。でも、厚岸町のことではほかのできない部分については近隣の町村と協力をしてという考えで、広域的観光にも取り組んでいるという考えでございます。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 今のことについては、わかりました。今後、やはり私たちのこれから先、子供たちの世代に移って行って、そして、ここの町で今ある、本当に1次産業の方は大変

な思いしてこれだけの成果、全国ブランドであるカキまで仕上げたわけですから、それ以外にこの自然やいろいろな足元にある、そのものを私はまだまだ把握し切れていませんけれども、それに目を向けていろいろなことを見つけ出して、都市部なり首都圏、札幌と恐らくつながると思いますが、あちらのほうに売っていくというような、ちょっと下世話な言い方になりますけれども、売っていくというような、それはやはり個人的なつき合いになりますけれども、札幌の人だとかって結構知り合いがいて、こちらのほうに来て、こちらに例えばどことは言いませんけれども、山小屋に泊まって、それから近隣の登山をすとか、そういうようなことがありますから、できるだけそういうものを売っていくというふうな形にしたほうが、私はいいと思います。

それともう一つ、釧路市の企画課だと思うんですけども、釧路長期滞在ビジネス研究会ということで、平成19年度からやっているんですけども、キャッチフレーズは「涼しい釧路で避暑生活」ということでやっております。これで年々増加してきているということは、今年はずっと19年、20年、21年、23年とやってきて、3倍になったと。3倍になったということは、今がいろいろな部分でチャンスになりはしないかなということを考えています。平成20年当時は17組、平成20年度は取り組みの成果として東京都、埼玉県、神奈川県などの首都圏や大阪府、京都府などの関西圏から17組31人滞在し、滞日数も延べ531日と、道内の第6位の実績とあります。そして、23年の9月9日の、これも道新なんですけど、今年の夏、避暑のため釧路を訪れた道外からの長期滞在者が、昨年の3倍を越す64組、112人に上ったことが長期ビジネス研究会の集計でわかったというふうになるわけです。ですから、そういうことは、今おっしゃられているように、釧路と町長さんも言われたように、連携するだけじゃなくってということで、連携していけばうちの町にも大きな交流のそういう人口が増えてくるというふうになると思うんです。

ですから、ここ一、二年のことではなくて、やはり私たちの子供の世代にどうするかということを考えるのであれば、こつこつと本当に寸刻みで前に行くかもしれないけれども、そういうこともあるよということをやっていたほうが、今後の厚岸町のためによくなると思うので、そういうようなことについて総体的に、概論的なものでいいですから、ちょっとお答えいただければありがたいんですけども。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えいたします。

最初に、町の売り込みという部分でございますけれども、この部分につきましては、昨年までは厚岸町も3町の、釧路町と浜中町と厚岸町で、広域観光推進協議会というのを持ってますけれども、そちらのほうで観光プロモーションということで、札幌圏であるだとか、首都圏、関西圏のほうに、うちのほうでツアー的な、こういったツアーをされると満足いただけるだろうというものを持って、売り込みに行っていたんです。今年は、そういったプロモーションもやったんですが、今年は新たな取り組みとしてそういった集客をするエージェントの担当者の方に逆に来てもらったんです。来てもらうのも、業者を、指定を決めて一堂に会するというやり方ではなくてエージェント単位で来てもらいました。来た方々に、この地方に来たらこんな素材があるんです。この素材を生かし

て、皆さんだったらどういったルートで、どういった楽しみ方をすれば魅力づけができますかというような形での招聘事業を行いました。そうすると、私どもが考えているものと、エージェントの方がこちらに求めているものとの違いというのがわかってきました。そういった中で、今度は勉強会を開きながら、そういったニーズにこたえられるようなルートというのは、あるいは釧路町では何をするか、厚岸町に来たら何をやる、浜中では何をやるというものをつくって、そして首都圏、関西圏へのプロモーション事業というものを、今年初めて展開をさせていただきました。この効果というのは、恐らく来年以降に結びつくのではないかと、そういうふうな期待をしているところでございます。

それと2点目の部分で、釧路長期滞在ビジネス研究会のお話がありました。これはご質問者おっしゃられるとおり、釧路市の総合政策部のほうが事務局を担って行っている事業でございます。1回目の町長の答弁の中にもありましたけれども、この釧路市が管内の担当する方々を集めて、これまでの取り組んできた状況、それと取り組んできた中での課題、そういった部分をご紹介をしながら、皆さんで勉強しようやという場所も設定をしていただきました。そういった中で、私どもの厚岸町も参加をさせていただきながら、いろいろ今勉強しているということでございます。

先ほど言われたように、釧路市につきましては、去年は道内で4位と、このちょっと暮らしということでの滞在日数が4位だったわけですが、今年の調べによると1位に上がったということで、釧路の取り組みが徐々に数字としてあらわれてきているという中では、大変心強い見本となる取り組みだなというふうに思っております。ただ、その中では、釧路市のほうも将来的には移住という部分に結びつけたいという考えでおりますけれども、やはりいきなり移住というほどにはいかないだろうと。まずは観光的な旅行をしていただく。そしてちょっと田舎暮らしという、ちょっと暮らしをしていただく。そして長期的に滞在をしていただく。そして、結果として気に入っていただいた方に移住をしていただくという順番で、これ進めている事業というふうにお聞きしております。今は長期的な滞在に移りつつあるなという状況だそうです。ただ、これにはやはりかなり首都圏のほうから来ていただくにしても、受け入れるための条件というのは必要だと。釧路のほうでは、乱立しているようなホテルの状況もあります。そういったときには空きの部屋をというよりは、長期でそういう方を受け入れようという動きもあるわけですから、そういう民間の方々との協力関係、それとマンションのほうもマンスリーマンションと言われるように、体一つで来ると、そこで生活ができるだけの身の回り品が整っているという施設を用意をして、そして、ネット等を通じながらぜひ釧路のほうにお越しくくださいというような取り組みをしながら、何とかこの状況につながってきているということでございます。

厚岸町としては、そういった長期滞在も魅力は感じますけれども、いきなりそのほうまで持っていける状況には現状にはないというふうに思っております。ただ、厚岸町としても、そういった動きを、釧路いいなあって言ってるばかりではなくて、できることは釧路にそういった方々が来たときに、周辺の厚岸町ではこういった体験、あるいは食、イベントありますよという部分を、釧路のこのホームページ上を介しながら、厚岸町に来たときには、こういう体験なりありますよという素材も、釧路市のホームページの中で流していただいています。ですから、釧路にそういった方々が来られれば、そのう

ちの何割かが厚岸町のほうにもぜひ来ていただけるような取り組みを、今も続けておりますけれども、今後もそういった取り組みを釧路市と協力していきたいというふうに考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 私が聞こうとしていたことは大体、ほとんど言っていたので、今後私もこのことについては、長くかかるとは思いますが、自分なりの勉強をして、それからいろいろと行政の側の方たちにも問いかけをして、その上でいろいろな部分でどうすればいいんじゃないかとか、お互いにやりとりをする中で進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

これで質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私のほうから、重要な課題でありますのでお答えをさせていただきたいと思っておりますが、先ほど来からお話ございましたとおり、今日の厚岸町の経済状況、大変なときを迎えております。まずその認識を持たなければならないと、行政の責任者としては考えておるわけでありまして。特に、少子高齢化、人口減少、大変でございます。地域経済に大きな影響を受けておるわけでありまして。

そこで、私は観光はリーディング産業であると考えております。リーディングというのは成長産業であるということを考えているわけでございまして、私は地域経済戦略としては、観光の振興、これを重要な課題として取り組んでいかななくてはならないと、そういうふうに考えているわけでございまして、先ほど来から、担当課長から答弁がございましたとおり、今回の厚岸町第5期総合計画においても、このことを強く訴えておるわけでありまして。エコ・ツーリズムもそうでありまして。また、そのほかのいろいろな観光事業もあるわけでありまして、これを生かしながら、官と民と一緒にまちづくりをしていかなければならない、そのように考えております。

それともう一つ、観光者が来る中で、受け入れ態勢も大事であります。特に人が大事であります。やはり受け入れる側の人の方ほうも、やはり優しさ、親切さ、そういうことも大事なことであります。もちろん施設もそうであります。そういうもろもろのことがありますので、この点については今後とも第5期総合計画に掲載されているとおりに、5年間の行動計画の中でも、これからの振興策として進めてまいりたいと、そういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

以上で、金橋議員の一般質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 次に3番、石澤議員の一般質問を行います。

3番、石澤議員。

●石澤議員 さきに提出した通告に従って質問いたします。

1、幼保一元化子ども子育て新システムについてです。

政府は、現在実施されている公的保育制度を解体し、新たに2013年度から子ども子育て新システムを導入する考えを示しました。いまだ不透明な部分も多いですが、町長の基本的な考えをお聞きします。

ア、児童福祉法第24条は、保育に欠ける子供の保育を実施する義務が市町村にあるとうたっています。新システムでは、この公的責任を後退させる内容になっています。厚岸町として今まで積み上げてきた保育行政の成果を後退させることなく、町民に対して保育の公的責任を今後も果たすべきと考えますが、どうですか。

イ、新システムは、保育料について、利用時間とサービスに応じた応益負担という保育の介護保険化的な制度の導入も取り入れています。現行の応能負担の原則を今後も続けていくことが福祉としての保育所運営のあるべき姿と考えますが、どうですか。

2、病児、緊急時の子供の預かり事業についてです。

子育て支援の中で、急な発熱や病気、病後の預かりや親の勤務形態による幼児、児童の送迎、短時間預かりなどの要望にこたえ、ファミリーサポート事業を取り組むつもりはないですか。

3、非正規町職員の待遇改善についてです。

不安定雇用をやめて、正規雇用をすることができないですか。若い人が多い中、少子化対策にもつながると思います。

これで、1回目の質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の幼保一元化子ども子育て新システムについてであります。一元化という言葉と一体化という言葉、内容は同様であります。答弁では一体化という言葉を使いませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

初めに、児童福祉法第24条は、保育にかける子供の保育を実施する義務が市町村にあるとうたっているが、新システムではこの公的責任を後退させる内容になっている。厚岸町として、今まで積み上げてきた保育行政の成果を後退させることなく、町民に対しての保育の公的責任を今後も果たすべき考えがあるかどうかについてであります。政府の子ども子育て新システムの基本制度設計は、幼保一体化と民間参入などを盛り込んだ内容で、平成24年の通常国会に関連法案を提出、平成25年度からの段階的实施を目指しております。

新制度では、幼稚園と保育所を仮称ではありますが、こども園に統合、現行の認可制度を指定制に変え、株式会社やNPOなどの参入を促進する。また、運営費の使途範囲に自由度を持たせ、保育以外の事業や配当への活用も可能にするなどしております。

平成22年に釧路管内で、保育行政懇談会が開催され、出席者からは今の保育の現場でこれ以上いろいろなサービスを提供するのは限界、幼保一体化は納得できない。企業の

参入で価格競争が生じ、保育が産業化しかねないなどの懸念が出され、決まっていないことが多過ぎる。それで平成25年度からスタートさせるのは、余りにも早計ではという指摘もありました。

本年7月に開催された国の少子化社会対策会議における、子ども子育て新システムに関する中間取りまとめの中では、市町村の権限と責務が記載されておりますが、市町村は新システムの実施主体としての役割を担い、国、都道府県などと連携し、自由度をもって正規の実情に応じたシフトを設計し、当該市町村の住民に新システムの給付等を提供、確保する。そのために必要な以下の権限及び責務を法律上位置づけるとあり、子供や家庭の状況に応じた給付の保証、事業の実施、質の確保された給付、事業の提供、給付、事業の確実な利用の支援、事業の費用、給付の支払い、計画的な提供体制の確保、基盤整備となっており、厚岸町では公的責任はこれまでの保育を実施する義務に加え、さらに市町村の責務を明確にしようとする内容にとらえておりますが、なお今後の推移を注視してまいりたいと考えております。

次に、新システムでは、保育料について利用時間とサービスに応じた応益負担という保育の介護保険化的な制度の導入も取り入れているが、現行の応能負担の原則を今後も続けることが福祉としての保育所運営のあるべき姿と考えるが、どうかについてであります。このことにつきましても、民間企業の参入を促し、利用料を保育時間に応じた応益負担とするなど、現行制度を大幅に変える内容に、保育に対する国と自治体の責任を後退させる待機児童の解消にならない、保育の質が下がるのではとの懸念が広がっております。

現在、多様な保育ニーズにこたえるために検討が行われておりますが、新システムにおける利用者負担については、新システムが保護者の子育てについての第一義的責任を前提としつつ、社会全体で子供子育てを支援するものであることを踏まえ、施設と利用者の適切な利用関係の確保に資するよう、低所得者に一定の配慮を行いつつ、利用者に一定の負担を求めることとしております。

今、検討されている応益負担とは、どの程度の内容であるのか、また、現行の応能負担における各市町村の保育料は、多くが国が示す徴収基準額以内で設定されており、そこにどのような問題があるのかを踏まえて、その具体的なあり方は今後検討されることとなっておりますので、ご理解願います。

なお、新システムは市町村が制度を実施するものとされ、市町村は潜在ニーズを把握した上で、新システムの給付、事業の需要見込み量、見込み量確保のための方策などを盛り込んだ市町村新システム事業計画を策定し、本計画をもとに給付事業を実施することとなっておりますので、事業実施に当たりましては、市町村新システム事業計画の策定における町内の関係当事者の参画の仕組みについて検討し、町民の参画を得て計画を策定することとなっておりますので、ご理解願います。

また、国の少子化社会対策会議では、今後、子ども子育て新システムの基本制度案要綱及び、子ども子育て新システムに関する中間取りまとめを踏まえ、費用負担のあり方などの残された検討課題について、子ども子育て新システムの検討会議作業グループのもとで、開催されるワーキングチームにおいて検討を進め、実施主体である地方公共団体を初めとする関係者と丁寧に協議を行い、理解を得た上で、子ども子育て新システム

の成案を取りまとめるとしており、現時点では厚岸町における影響はわかりませんが、これからの議論を注視してまいりますので、ご理解願います。

続いて、2点目の病児、緊急時の子供の預かり事業について。

子育て支援の中で、急な発熱や病気、病後の預かりや、親の勤務形態による病児児童の送迎、短時間預かりなどの要望にこたえ、ファミリーサポート事業を取り組むつもりはないかについてであります。厚岸町では平成21年4月1日から厚岸町社会福祉協議会が、厚岸子育てサポートセンター事業を実施しております。依頼会会員7名、提供会員8名、両方会員5名の会員状況となっており、活動状況では、保育所、幼稚園の登所前の預かり及び送り、保育所、幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり、保護者などの冠婚葬祭による外出、他の子供の学校行事の場合の援助が主なものとなっております。

なお、病児、病後の児童預かり、早朝、夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かりなどにつきましては、病後も多くはない状況であり、実施はしておりませんが、社会福祉協議会からはサービスの充実に向けて、利用状況や会員の意見などを踏まえて研究してまいりたいとお聞きしており、町といたしましても、その支援に努めてまいりたいと存じます。

どうも失礼しました。第3点、答弁漏れでございます。

続いて、3点目の非正規町職員の待遇改善についてのうち、初めに、不安定雇用をやめて正規雇用をすることができないかについてであります。ご質問者が言われる不安定雇用については、臨時職員にとらえた上でご答弁いたしますので、ご了承願います。

まず、本年4月1日現在での臨時職員数は、151人でありました。ご存じのとおり臨時職員は各種公共施設の開館・開設時における管理人、一定期間繁忙期となる選挙事務や税務の申告事務における事務職員、各施設等の業務遂行にかかわる作業員、調理員、さらには正規職員や嘱託職員の事務業務の補完にかかわる保育士などを任用しております。

確かに、非常勤職員を加えた、これら非正規職員を正規職員に採用すると、町の活性化につながる可能性もあるとは思いますが、市町村には職員定数条例があり、それぞれの市町村において適正な定数が定められております。町では、これまでの定員適正化計画と平成17年度に策定した集中改革プランに基づき、町の厳しい財政事情と町の規模に合った定員の適正化を図るため、新規職員の採用を最小限にとどめながら、職員数の純減を行ってきたものでありますし、今後も先行き不透明で厳しい財政運営が続くことが予想されることから、少なくとも現状の職員数を維持していくことが望ましいと考えております。

また、これら非正規職員すべて正規職員として採用した場合、今以上の膨大な人件費の負担は明らかでありますし、現在または今後における厚岸町の財政事情を考えますと、人件費が膨大に増加した場合、今後町が取り組むべき重要施策を幾つも削らなければならない事態に陥ることも明らかであります。

さらに、ここ数年に限っては、事務事業の増加と求職者の増加を踏まえ、新規職員の採用を最小限にとどめることを見直し、厳しい財政事情の中、退職者数に合わせた職員採用を行ってきております。特に、この数年では、町立病院の医師、看護師などの専門技術職員を除き、昨年度は8人、今年度は9人の新規職員を採用しておりますし、来年度も9人の採用を予定しているところでございます。

これから年度ごとに、10人から16人程度の職員が定年退職されてくこととなっております。町として、これまで申し上げましたように、非正規職員を正規職員にすることはできませんが、これら職員の補充に関し、ここ数年の対応と同様に、退職者数に合わせた職員採用を行ってまいりたいと考えております。

次に、若い人が多い中、消費者対策にもつながると思うが、どうかについてであります。

先ほど申し上げましたとおり、厚岸町は厳しい財政事情の中で、途絶えることなく職員の採用を行ってきており、少子化対策が主眼ではありませんが、今後も退職数に合わせ、必要な数の職員採用を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

- 議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 4 時36分休憩

午後 4 時36分再開

- 議長（音喜多議員） 再開します。

本日の会議時間は、3番石澤議員の一般質問が終了するまであらかじめ会議時間の延長を行います。

3番、石澤議員。

- 石澤議員 まず、幼保一体化、一元化と書きました、子ども子育て新システムについて、お聞きします。

今のところは、きちっとしたものがわかってないので、答えられないという感じの、様子を見ていくということでしたけれども、今回いろいろ上がってきている中で、現行制度では国、自治体が運営費を保障しています。でも、新制度では運営費は保障されていません。施設の収入は子供の数、利用時間に応じた保育の売り上げになってしまいます。子供の数が減って、欠員が出ても、そのために保育士、教員の定員は変わりませんし、利用者数においた収入では経営が不安定になってきます。市町村の町の権限というのは、認定をするということと、それから市町村自体の義務はなくなるので、まず認定だけになってしまうんですね。それで、お母さんたちが自分たちで、まずこういうふうに働いてます、それでこういうふうな条件ですので、認定してくださいということを町とか自治体に申請をして、それからその申請に合わせて、全国一律の認定みたいですがけれども認定をもらって、それから町の場合は町立でやっていくと思うのですけれども、そうすると、そこに行って、自分たちがそこに持って行って、この時間、例えば8時間なら8時間とか、4時間だと、これだけの保育時間を必要としますということ、まず申請して、それによって認定をしてもらって、その上でその保育所のほうが預かりますというのをもらわない限りは、保育所に預けて働くことができなというふうになってきてますよね。そういうふうになってきている内容が出ています。

それで、町は今考えてますと言ってましたけれども、株式会社NPOなどの参入でなくて、町自体でずっと続けて保育をやってくれるのかどうか、それをまず聞きたいんですけども、どうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、今の町が今後とも保育所をやっていくのかどうかという部分についてのお答えをしたいと思いますが。今、ご質問者が言われたとおり、まず詳細が明らかになっていない部分があるという中では、はっきり申し上げる時期ではないのかなと思いますけれども。厚岸町の現状から考えますと、現在、保育所については認可保育所3カ所ございます。それが、要は対象となるわけですが、果たしてそこに株式会社が参入するのかどうなのか、現実的にあり得るかどうかというところを、十分に今後検討すべきだと思うんです。

それから、それでももう少し保育というものがどうなのかという部分で、国でももう少し議論を進めていただきたいと思いますけれども、そういうところを見きわめながら、本当に保育がどうあるべきなのかという部分を、もう少し研究して判断すべきかなというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 そうですよ。それで、今こういう問題をいろいろ団体をつくって検討すると言ってましたけれども。まず、この子ども子育て新システムというのがどういうものなのかというのを、町民も含めて学習会も含めて、みんなの意見なんかもまとめて、そして、きちっとしたものを出していく必要があると思うんですよ。本当にこの出た時点を見たときに、あら、うちら、どうしたらいいんだろうというのが、実際お母さん方のすごい不安で、安心して本当に安心して保育所に預けて、いろいろなことを保育所に相談してたということも、保育というのは単純に託児施設ではなくて、自分の子育ての心配とか、それから悩みなんかも、短時間でもいいけれどもお話をできたり、それからいろいろな子供たちとか親とかのかかわりを持つことができたし、そういう意味でも、町でやっているというか、今主体でやっている保育所の制度というのは、とても子育てにとって大事な制度だと思うんですよ。

それで、今生活が大変な人たちにとっても、働くために一生懸命働いているお母さんたち、若い人たちを支援してきた部分というのはたくさんあると思うですよ。だから、そういうのも含めて内容もきちんと学習会など開くような形でやってもほしいし、こういうところが問題だとか、これがあるとかというのを、もっと行政にばかりではなくて全体に広げてって、問題提起していくことも必要だと思います。それ応能負担という、今応能負担です。だから、経済が大変でも、何とか保育所に子供を預けて働き続けることができるというふうになってますけれども、今度低所得者の人に対しての保障はあると言いましたけれども、結局応益負担で、介護保険と同じで1割負担をもらいますよということになりかねないというのが、ここに出てきています。だから、そういうのも含

めて、やっぱり働いている人、少子化対策としてもきちんと保障するということが大事だと思うので、その辺、町としてどうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） この制度の実施の検討に当たって町民、特に保護者に説明し、意見を聞くことの大切さというのは必要なことであろうと大事なとだと、そういうふうに考えているところでございます。ただ、この時期については、もう少し今言った費用負担の関係等、まだまだ不明な部分もありますし、そういったものがないと保護者の質問にも答えられる状況には、現状では今ないのかなという状況だというふうに考えております。

今後、この事業を進めるに当たっては、町長の答弁でもありましたけれども、事業実施主体は市町村となります。ですから、市町村が実施する場合に計画書の策定が求められます。このときに、関係者の参画を求めた会議の設置が求められますので、そういった部分で間違いなく町民との意見交換が行われるものだというふうに、ご理解いただきたいと思っております。

また、働く保障というんでしょうか、これについては、今後も現状も私は変わらないのではないのかなというふうに思います。ただ、改正後のシステムは、今は保育できない環境にある保護者の家庭の子供だけを保育所でお預かりするという制度なんですけれども、今後は専業主婦というふうに言わせていただきますと、働いていなくても保育所で教育を受ける権利を持てるということになります。こういったことで、働く親、それから子供が保育所で過ごす時間、こういった生活パターンも大事ですから、そこら辺は十分に保障するというんでしょうか、町民の負担にならないようなふうにしていける制度ではないのかなというふうに、私どもは理解しているところでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 そういうふうになればいいですけどもね、でも何かならないみたいですよ。だから、そういう保育所で教育となりますと、幼保一体化ということですから、そうなると今度保育所の必要な人は幼稚園で教えるだけの、教員資格みたいな、幼稚園の教員資格も必要になってくるし、ただ、保育所だけの保母さんの資格だけではだめになってくるということにもなってますし、そうなると内容ももっと厳しくなる、そういう人を雇用するということが必要になってくると思います。

あと、さっきこの幼保一元化で、いろいろな株式会社とかが入ってくることによって、今までは保育料は保育のためだけしか使えないですよ。それが保育のため以外でも使えるようになったときに保育の質の低下というのも出てくると思いますし、それから例えば、東京であったやつで、名前忘れたんですけどもハッピー何だかというところで、結局そこ先取りしてやってたと思うんですけども、NPOという株式会社が保育所をやっていて、それが保育料をその株式会社の運営に使っていただばかりに、保育所が全部だめになってしまって、急に保育ができなくなったという、実際そういうことも起きまし

たよね、東京で。それですごく大変になったという話もあります。

この新システムのとときに、私たち、もう一つ気になるのは、今、認可保育所が3つあります。そして季節保育所としてやっていますよね、太田とか。それから無認可ですけれども、片無去とか、高知とか、床潭でやっている無認可保育所もあります。そのの部分に対する、今町の支援がありますね、いろいろな施設の支援とか、それから保母さんに対する支援とかありますけれども、そういうものは今回こういうことになったときに、どういうふうに考えていますか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 答弁漏れがあったらご指摘いただきたいと思いますけれども。まず資格の面でございますけれども、議員おっしゃるとおり、こども園に移行するんですけれども。その場合については、保育士資格、それから幼稚園の免許、これの双方の免許と資格が求められて、教育についても今保育所で行っている教育の内容が、当然変更になってくるものというふうに、今幼稚園でやっている教育といたしますか、それを保育所の中で取り入れていくと、そういうふうに保育指針が変わっていくものだろうというふうに、今お聞きしているところでございます。

現状の町の保育士は、すべての方が幼稚園の教員の免許を取得してございます。ですから、現状の保育所では人的配置については対応ができるという状況でございます。

それから、保育料が、株式会社が運営することで、例えば賃金を安くするだとか、そういうようなことで雇用条件が余りよろしくないとか、そういったことで質の低下を招くのではないのかと。これはご指摘のとおり、今、国の議論の中でも団体のほうからもそういったご意見が出ております。

ただ、この株式会社が参入するという目的も、やはり最初から質の低下ではなくて、よりよい保育を目指さなければならぬんですけれども、そこら辺の保障はどうするかという部分でありますけれども、町のほうで、それより先に、認可制から指定制になります。いずれも都道府県知事が行うものでございます。それで、今、都道府県が行うということまでは決定しているようでございますけれども、市町村の裁量がどうなんだということ、加えて今検討をしているようでございます。ですから、市町村は北海道の指定については、その事業者の状況を知らないではなくて、指導をしてくれという、いわゆる北海道に対してそういうことを求められるような市町村の裁量も、この制度の中に今、組み込む検討をしているようでございます。そういった中で、我々町村としても町としても、事業者に対する監視というのでしょうか、そういう指導には十分かわっていけるものだなというふうに考えております。

もう1点は、僻地保育所、それから無認可保育所といたしますか、それに対する支援でございますけれども。まず、この僻地、あるいは無認可も今回の新しいシステムの対象と、まず、なり得るものだというふうに考えております。ただ、今後示される規模とか、そういったものがどうなのか、そこで現状でははっきり申し上げませんが、それが対象とならなかった場合、これは今までどおり、やはり地域での子供子育て支援のための行政への手助けというのが継続していかなければならぬだろうと、そのように考

えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 それで、本当にそういうふうにしてください、困っちゃったりするので。

それで、子育て新システムの中で、いろいろな意味緩和がたくさんされてきてます。それで、面積とか、それから人員派遣とか、そういうのも緩和されるというふうに言われているんですけども。今回、震災でこれは陸前高田市の話らしいんですけども、公立保育所2園が津波で全壊して流出したそうです。子供たちが170人いました。そのときに、まさか海から2キロもあるところに津波が来ると思ってなかったということなんですけれども、170人いたところが地震起きたときに、壁が崩れるとか、上から落ちてくるとか、何とかそれを子供たちを守って、その後親が迎えにきてくれたので、30人程度津波が来たとき残ったらしいんです。その30人を3歳の子供は何とか連れて、パジャマとか裸足でも連れて、それから2歳の子供はおんぶして、それから1歳からゼロ歳のは抱っこして、何とかかんとか逃げ切ったという。30人だったから何とかあったんだけどというのがあります。国の基準というのが、今はゼロ歳が3対1ですよ。3対1ということは、両手に抱っこして、おぶって走れということですね、保育士さんに。両手に抱っこですよ、ゼロ歳児。それから1歳から2歳、6対1です。1歳から2歳の子を6対1で連れて走れると思いますか。そして3歳に至っては20対1です。ここはもう30人だったので、3歳児も2歳児も少なかったと思うんですけども、本当に震災を受けた人たちからは、とてもじゃないけれども、今の基準のままではとってやってけない、何とかこの基準をもっと厳しくして、保母さん、保育士さんの数を増やしてほしいというのが、この震災を受けた後の保育所というか、保育士さんたちの意見でした。

厚岸も500年地震と言われています。国のほうはどんどんどんどん何か、もう緩和、緩和、緩和で、しかも正規の職員を減らして臨時さんをとという形に変えてきています。それで厚岸として今度の震災を受けて、国に対してこの現状の保育士の決まっている人数、それをもっと増やすというような提言は厚岸町ではできないですか。この今、新システムで変えようとしています。ですから、それに対して、厚岸町からこういうことがあるということ、今の現状の3歳児に、ゼロ歳児で3対1とかではなくて、何かあったときに逃げられるような、そういう形の配置をできないかというのが、国に対して提言できませんか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ただいまのご質問の中で基準というものが出てまいりました。これは国が定めている児童福祉施設最低基準というものというふうに、理解をさせていただきます。これの中で今言った3対1とか、そういうふうに児童と保育士の配置数が定められております。また、児童1人当たりの面積、こういったものがこの最低基準という、これ省令なんですけれども、定められております。

これは国のほうでは、まずこれを既に明年4月1日施行ということで、まず最低基準

という名称を改めてございます。これが今度は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準というふうなふうに、まず名称が変更になっております。これが実は、これまでの児童福祉施設の最低基準の規定に従うべき基準と、その参酌すべき基準に区分するといえますか、そういうようなことを目的として変えたわけでございます。それが、なぜそうしたかという、今度は国が定めていたものが、今度は都道府県の条例で定めるというふうになったわけでございます。そこで、議員が危惧されるそれぞれの緩和というんですか、そういったところから出てくるんだというふうにお話を聞いていて理解をさせていただきました。

具体的に児童1人当たりの面積というんですか、これが今基準で定められている数よりも、どれだけ縮められるんだという研究は、実は私ども町としては行っていない状況でございます。したがって、これを縮小するであるとか、拡大するであるとか、そういった資料は持ってませんので、なかなか答弁は難しいのかなというふうに思います。

それから、保育士の配置を今度は今よりも多くできないのかという部分でございますけれども、財政的な問題もありますし、すべてのそういう災害等の出来事を想定した保育というふうに考えたときには、今おっしゃったように、1人で3人をおぶっていかなければならないという、そういう事態が生じますので、それができるかどうかというふうに考えますと、多い配置が必要なのかなというふうに思いますけれども、それだけをもって国に対して配置基準を緩和すると、そういうふうな意見にはまだならないのかなと、そういうふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 現場から声を上げていかないと国に届かないと思いますよ。それで、やっぱり保育所で働いている人たちの意見とか、そういうものをきちっと聞いて、今、災害時と言いましたけれども、ふだんでもゼロ歳児からやっぱりきちっと対応しなければならぬという保育というのは、ゼロ歳から3歳までもちゃんと対応して、子育てをきちっとする一つの担い手としての立場があると思いますので、それもちょうんと含めて対応してほしいと思います。

それから、次に移ります。

それで、次の病児保育というか、病児時のことですがけれども、子育てサポートセンターですよね、これは今も実際行っているってなっているし、これからも踏まえて研究していきたいと書いていますので、その辺で進めていただきたいと思います。

次は、非正規雇用の待遇改善です。お金がないと言われました。確かにそのとおりだと思います。大変だなと百も承知でこの質問をいたしました。

今、退職者が年ごとに、10人から15人程度の職員が毎年定年退職していくとなっておりますね。それで補充していくという形を言っていましたけれども、この臨時職員の働いている場所というのは、結構専門部署が多いのではないかなと思うんですが、保育所だったり、それから給食センターだったり、それから町営牧場なんかも臨職多いですよ。このことによって、これ結構専門だと思います。特に町営牧野なんかは牛の管理です。ただ牛

ぼったくってりゃいいというもんでないんですよ。きちっと牛の状態を見て管理しなければならぬということなんで、そういうのもちゃんとここで働いている人が、毎年毎年ころころ1年雇用でかえられるということは、生活の保障もないですし、いろんな知識がつながっていかないとと思うんですよ。給食センターもそうですけれども、チームでやらなければならぬところってあると思います。これ保育所もそうですよね。保育所なんかは臨時職員の数がありまして、真竜保育所が6人、うちパートが5人ですよ。それから厚岸保育所も6人の、パートが4人、こういう形でパート数が臨時職員の中でも、しかもパートの職員数があるということです。

それで、こういう形で身分が保障されてない形できちっとやっていけるのかなと思うんですよ。こういうことをしたほうがいいのかとか、例えば、それからこの問題を、意見を、私たちではこう考えるんですけども、ここをこう改革したほうがいいんじゃないかと思っただけでも、言ったことで来年解雇されるんでないかと思っただけで言えないと思うんですよ。いい保育をしたいとか、それが給食センターでもきちっと働きたいとか、それから町営牧野なんかでも、あの牛の飼い方おかしけれども、こうしたいとかって、そういうことを言ったとしても、それを受け入れてくれると思いますけれども、でもひょっとしたら自分は解雇されるんじゃないかと思う立場になったら、そこできちっと話できますか。いきなり正職に上げれというわけではないですけども、嘱託職員を何年か勤めたらするとか、この臨時職員で働いている人たち、この中で最高長い人で何年くらいですか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えいたします。

結果として、3年ですとか、4年ですとか、5年ですとか、続けて働かれている方も中にはおるかと思っておりますけれども、あくまでも基本的には6カ月です。6カ月雇用を基本として臨時職員の場合は任用をしていると。結果的にはそれが1年になって、また次の年には公募をかけた上で、さらに同じ人が任用される場合もあるかと思っておりますけれども、それは結果のものでありまして、基本的には6カ月、1年という形で行っているということでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 そういう形で結構常に不安定ですよ、6カ月で首切られるというか、雇用がなくなる。1年で雇用がなくなりますよね。しかも、普通の正規だったらあるはずの待遇というのは何もないですよ、給料だけですよ。日給ですか、月給ですか、それだけですよ。その後の保障は何にもないですよ。それで、この中で働いている人なんかで、若い人たちというか20代、30代の人たちの割合というのはどのくらいなんですか。例えば町営牧野とか給食センターでもいいです。その2つに限ってでもいいです。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 5 時 5 分休憩

午後 5 時 13 分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。
産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 時間をとらせてまして申しわけありません。
牧場の作業員でございますけれども、この資料で13人というふうになってございますけれども、このうち2名が事務職員でございます、作業員は11名と。その11名のうち20代は2人というふうになっております。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） 私のほうからは給食センターの調理員の部分についてお答えさせていただきます。
年齢構成でいきますと、20代の職員はおりません。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 わかりました。

それで、何でこんなことを聞いたのかということ、厚岸町に残りたいんだけど働き場がないんだということ、それから臨時で入るしかないという形で入っていくんだけど、子育てできるだけの賃金もらえないんだよなど、もし入ったとしても。もっときちんとした身分の保障が欲しいというのが結構あるんです。

今、給食センターなんかは20代はいない、多分ずっと続けていて、もう30代、40代の方だと思うんですけども、そういうのも同じ人がずっと毎年毎年きちっと雇用されていると思うんですよ、1年ごとですけれども。とすれば、必要な人たちですよ、その人たちは。だとすれば、やっぱりきちとした身分の保障というのは必要だと思うんです。同じその職場の中に、臨時があってパートがあってということになりますと、どうしたってその中のそれぞれがいろいろな軋轢があったりするだろうし、それを何とかカバーしようと思っている正職員の人に対する責任の度合いも重くなると思います。

今回の震災で厚岸で津波あったときに、夜か朝早くからの食事提供しましたよね。その時に臨時職員の人で、出たということはないんですか、全部職員で給食はできたんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 5 時 16 分休憩

- 議長（音喜多議員） 再開します。

管理課長。

- 管理課長（米内山課長） 震災のときの給食センターでの炊き出しに従事した臨時職員については1名おります。

- 議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

- 石澤議員 それね、こうやってみたら、やっぱり女性が結構臨時職員なんですよね。それとちょっと町営牧野の場合も、農家が離農して離農後で若者が入ったとか、そういう形で臨職になっています。今さっき9人とか、10人とかって正職で入っているから、これからきちっと補っていくんだと言ったんですけれども、いろんな経験をした人が嘱託にいらっしやいます、ずっと積んで長年積み重ねてきた方が。その人をきちっと正職に上げなかったら続かないじゃないですか。臨時でやってきた方も長年ずっと続けてきます。だから、その人が培ったものが消えてしまうと思うんです。その人の働き方をきちっと認めて、そしてその上でちゃんと上げていくということをしなければ、やっぱり町のためにならないと思います。

これ5年後、10年後になったときに、まあ5年後ですよ、これ10人、15人やめていったときに、どういう職員の構成になるんですか。今、課長とかみんな頑張ってますよね。そして、今持っている理事者の人たちみんなのいろんな持っているものを、どうやって下につなげていくんですか、途中でばつっと切れることはないんですか。行政に支障出てこないんですか、ずっとこうやって減らしてきました、とつてもきませんでした。それがきちっとつながっていくことが可能なんですか。そして嘱託で働いている人を上げてこないで、それができるんですか。その辺のことも考えてほしいと思うんですけれども、どうでしょうか。

- 議長（音喜多議員） 副町長。

- 副町長（大沼副町長） 退職者の補充をゼロというふうな措置をとったことは、我が厚岸町ではございません。近隣の市町村では財政状況を勘案して、当該年度の採用をゼロという措置をとった市町村がありますが、厚岸町はそういう措置をとってきておりません。というのは、今ご質問者がおっしゃったように年齢構成、これをきちっと一本の柱になるような形にしていかないと、将来の仕事に差し障る場合が出てくるということも勘案して、満度の補充ではありませんけれども、採用ゼロということは我が厚岸町では一度もございません。必ず何名かの方は採用させていただいてきているという状況であります。

それから、この正規職員、そして臨時職員の方々の違いといいますのは、やはりその時々的重要性であるとか、それから役割、さらには責任分担というようなところで差が

ありまして、今、最初の答弁、町長が申し上げた、151人臨時の方がいらっしゃるんですが、これらの方々を非正規職員並の保障をするということになれば、もう数億円の人件費というものが跳ね上がります。そのことによってそれぞれの事務事業の運営にも大きな支障が出てくるということでもあります。今でさえ、今例えば、これは採算性を求める施設ではありませんけれども、給食センター、あるいは保育所、牧野、これら人件費、交際費、その他を含めますと相当な収支だけを見ますと、赤になっているという状況であります。

さらには、ご質問者ご指摘のとおり、例えば保育所運営費なんていうのは、私の記憶では昭和50年代だったと思いますけれども、かつて、運営費補助といって国は8割を見てくれました。残りは保育料で補てんをして保育所の運営をしてきたと。それが昭和50年代の後半だと記憶しておりますけれども、5割に削減をしました。8割を見ていたものが3割もカットされてきた。さらには、平成16年からはこれを一般財源化してしまったと、5割の補助をしていたものを一般財源化をしてきたと。そういう中であっても、厚岸町は保育料を上げるという措置はとってきておりません。従来の保育料で据え置きをしながら運営をしてきているという状況であります。それらかかる経費等々を勘案しますと、今できるだけ非正規職員の方の賃金、これらは最低賃金等々を見合わせた形で見直す必要はもちろんありますけれども、なかなかそのご質問にあるように、不安定雇用をやめて正規雇用にするということは、できがたいということをご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 それはわかります。確かに経済が大変なものもわかっています。ただ、1年ごとに切られるようなそういう雇用の方式でないことを、きちっと考えてほしいなと思います。臨時さんだから、1年とか6カ月で切っていいということにはならないと思うんです。だから、それはちゃんと継続して雇用されるという、やっぱり安定感というのかな、そういうのがきちっと保障されていないと、やっぱり働いていくことが大変になってくるのではないのかなと思うんです。正規職とこうやって質問しましたけれども、雇用の保障をきちっとしてほしいと思います。やっぱり臨時さんだからというのではなくて、きちとした雇用を保障して、そしてその人の力を引き出すということも一つの方法だと思うんですけれども、いかがですか、これ最後にします。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） これは全国どこの自治体でも臨時職員の数年度にわたる雇用の契約ということは、どこの自治体でも行っておりません。原則6カ月で更新をするというやり方をとってきております。おっしゃるその気持ちといいますか、それはよくわかるんでありますけれども、制度上そういうことになっているということでご理解をいただきたいと思いますし、さらには、各職場で言いづらいついとか、何か物を申すと首を切られるんでないかというようなご心配があるようでもありますけれども、それはその職場の

中できちっと風通しのいい体制をとることによって、臨時の職員の方であっても、業務の改善案等々があれば、きちっとお聞きをして対応するという事は、これは進めていかなければならないことだろうというふうに考えます。

●議長（音喜多議員） いいですか。

以上で、3番、石澤議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後5時27分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成23年12月7日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員